

第3次

国立市循環型社会形成

推進基本計画 素案

2026(令和8)年4月

国立市

はじめに

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の概要	1
第2章 市の概況	4
1. 市の位置・面積	4
2. 人口の推移	4
3. 産業構造	5
第3章 ごみ処理の現状	6
1. ごみ処理事業の沿革(時系列)	6
2. ごみ処理の流れ	9
3. ごみ量について	11
(1) 総ごみ量(資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量)について	11
(2) 原単位(1人1日当たりごみ量)について	11
① 総ごみ量	11
② 家庭系ごみ量	12
③ 事業系ごみ量	14
4. ごみの資源化状況	15
(1) 総資源化率について	15
(2) 集団回収量について	15
5. ごみの中間処理について	16
(1) 可燃ごみ	16
(2) 不燃ごみ・資源ごみ等	17
(3) 粗大ごみ等	17
6. 最終処分について	18
7. ごみ処理経費について	19
第4章 現状におけるごみ処理の課題	20

1. ごみの排出状況について	20
(1)ごみ排出量の比較について	20
(2)家庭系ごみの組成について	20
2. 中間処理について	23
(1)可燃ごみの中間処理について	23
(2)不燃・資源ごみ等の中間処理について	24
(3)粗大ごみ等の中間処理について	24
3. 最終処分について	24
4. 第2次基本計画の行政評価(総括)	25
5. 国や東京都の動向	37
(1)国際的な動向	37
(2)国の廃棄物行政の動向	37
(3)東京都の廃棄物行政の動向	38
6. 現状における課題のとりまとめ	39
第5章 持続可能(サステナブル)な循環型社会づくり	40
1. ごみ排出抑制(5R)×Responsibility(レスポンシビリティ)の推進	40
2. 事業系ごみの減量とリサイクルの推進	40
3. 循環型社会づくり・脱炭素社会づくりの総合的な取組みの推進	41
4. 安全かつ安定的な処理、処分の取組みの推進	41
5. 食品ロス削減の推進	41
第6章 循環型社会形成のための指標及び数値目標	41
1. 将来人口	41
2. 産業構造の推移	42
3. 具体的な数値目標	44

(1) 総ごみ排出量(ごみ・資源物総量)の目標	44
(2) 分類別ごみ処理量の目標	45
(3) 総資源化率の目標	45
(4) 最終処分量ゼロの維持	45
第7章 循環型社会形成のための具体的な取組み	46
1. 各主体の役割分担と責任(Responsibility)	46
2. 施策の体系	48
3. 具体的な施策	49
(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	49
① 発生抑制(リデュース)	49
② 再使用(リユース)	51
③ 直す(リペア)	52
④ 戻す(リターン)	53
⑤ 再生利用(リサイクル)	53
(2) 事業系ごみの減量化・資源化	55
① 適正な事業系ごみの手数料の検討	55
② 啓発・指導の推進	55
③ 減量化・資源化の促進	55
④ 市管理施設での減量施策の強化	56
(3) 収集・運搬	57
① 効率的な収集体制の推進	57
② 収集運搬による環境負荷の低減	57
③ 安全かつ安定的な収集体制の確保	57
④ 戸建住宅における収集方式の柔軟な対応	58
⑤ ごみ出し困難者への支援の推進	58
⑥ 新型コロナウイルス等の感染症への対策	58
(4) 中間処理	59
① 適正な中間処理と安定的な管理運営	59
② 再資源化の推進	59
③ 中間処理施設の整備等	60
④ 処理困難物、感染性廃棄物等の適正処理の促進	60
⑤ 非常時における相互支援及び災害廃棄物処理について	60
(5) 最終処分	61
① 埋め立て処分量ゼロの継続	61
(6) 制度、施策の充実等	62
① 市民・事業者との協働の推進	62

②啓発の推進	63
③環境学習等の充実	64
④拡大生産者責任の明確化	65
⑤不法投棄対策の推進	65
⑥資源物の持ち去り対策の推進	65
⑦家庭ごみ処理手数料の適正な運用	65
第8章 食品ロス削減推進計画	67
1. 背景	67
2. 計画の位置づけ	67
3. 国立市の食品ロスの現状	68
4. 食品ロス削減に向けた具体的な施策	68
(1)食品ロス削減を推進する基盤づくり	69
(2)食品性廃棄物の再生利用を含めた取組みの推進	70
(3)食品ロス削減の担い手を広げるための取組み	70
第9章 生活排水処理基本計画	71
1. 生活排水処理の現状	71
(1)生活排水処理の概要	71
(2)し尿及び汚泥処理の現状	71
(3)収集・運搬の現状	72
2. し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測	72
3. し尿及び汚泥処理量の目標	73
4. 施策の体系	73
5. 具体的な施策	73
(1)啓発の推進	73
(2)収集・運搬	73
(3)中間・最終処理	74
第10章 計画の進行管理	75
1. PDCA サイクルによる計画の進行管理	75

2. 第1期計画期間の最終年度に実施する各種進捗状況の検証(中間見直し)について	76
--	----

第1章 計画の基本的事項

国立市循環型社会形成推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく市の一般廃棄物の処理計画であるとともに、「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」第 15 条第 1 項の規定に定める「循環型社会形成推進計画」です。

1. 計画の概要

(1) 計画の基本方針

ごみ問題は、地球環境の保全や生物多様性の保全と並び循環型社会を形成するうえで、今現在も世界的に重要な環境問題となっています。

国は 2000（平成 12）年に循環型社会形成推進基本法を制定し、循環型社会構築に向けて進み出しましたが、社会の仕組みを大きく変えるまでには至っていません。

私たちは、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきました。とくに地球温暖化を助長する二酸化炭素や有害化学物質の排出量は、地球の浄化能力の許容量をはるかに超え、今や危機的状況にあります。従来の延長線上の取組みを強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要です。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが急務です。

国立市は 2016（平成 28）年 4 月に第 2 次国立市循環型社会形成推進基本計画を策定し、私たち国立市で暮らす人々が、環境負荷を低減し、資源の有効利用を進め、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために、市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んできました。

しかし、第 2 次国立市循環型社会形成推進基本計画を策定以後、社会経済状況は大きく変化しました。2020（令和 2 年）3 月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、市町村はこの基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を策定し推進することやプラスチックに関しては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2022（令和 4 年）4 月から施行され、2030（令和 22）年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクルすること等が求められています。

本基本計画では、前基本計画の 5R の取組みを継続し、新たに今後 10 年で取り組むべき R を追加し取り組んでまいります。世界的な SDG s の達成に向け、地域の SDG s の実現を目指し、持続可能な循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいきます。

(2)計画の期間と目標年度

2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度の 10 年間を第 3 次計画対象期間として、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度を第 1 期計画期間、2031（令和 13）年度から 2035（令和 17）年度を第 2 期計画期間とします。なお、第 1 期計画期間の最終年度である 2030（令和 12）年度に 2029（令和 11）年度までの各種の進捗状況の検証（点検・評価・見直し）を行い、この検証に応じて第 2 期目標の内容を見直します。

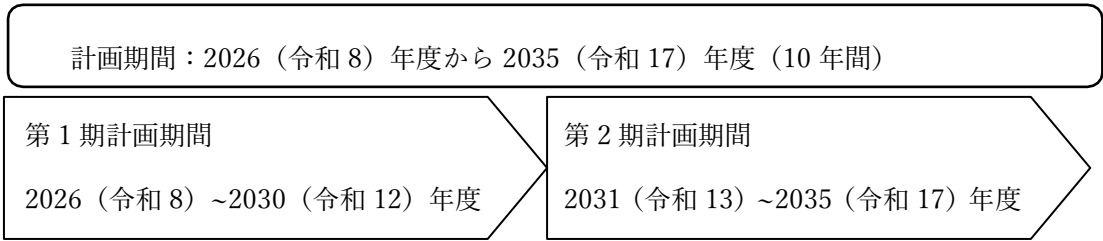


図 1-1

(3)①計画の位置づけ

この基本計画の位置づけ及び他の計画等との関係は次のとおりです。

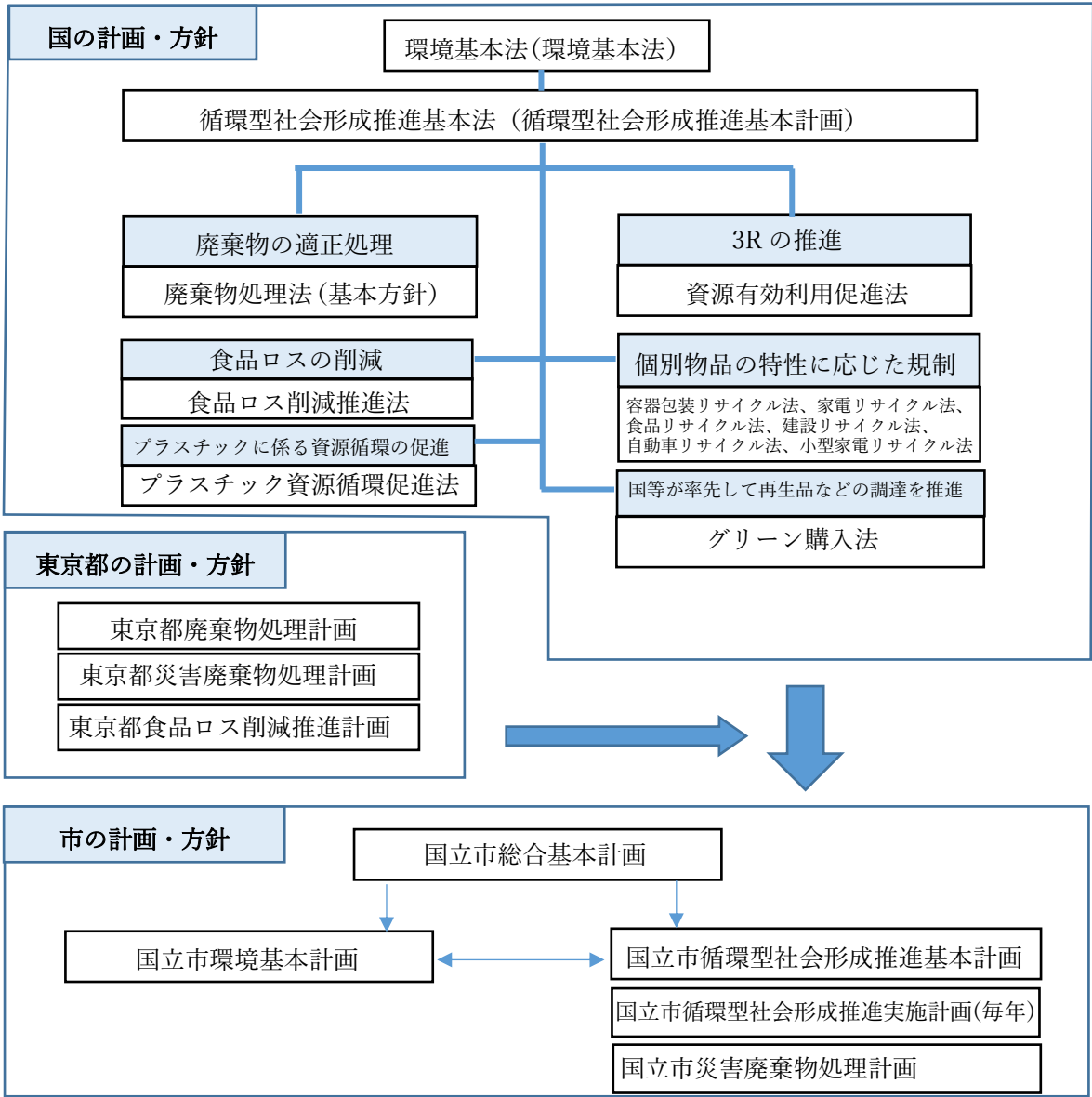


図 1-2

②ごみの定義

本計画は市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水等）を対象とします。

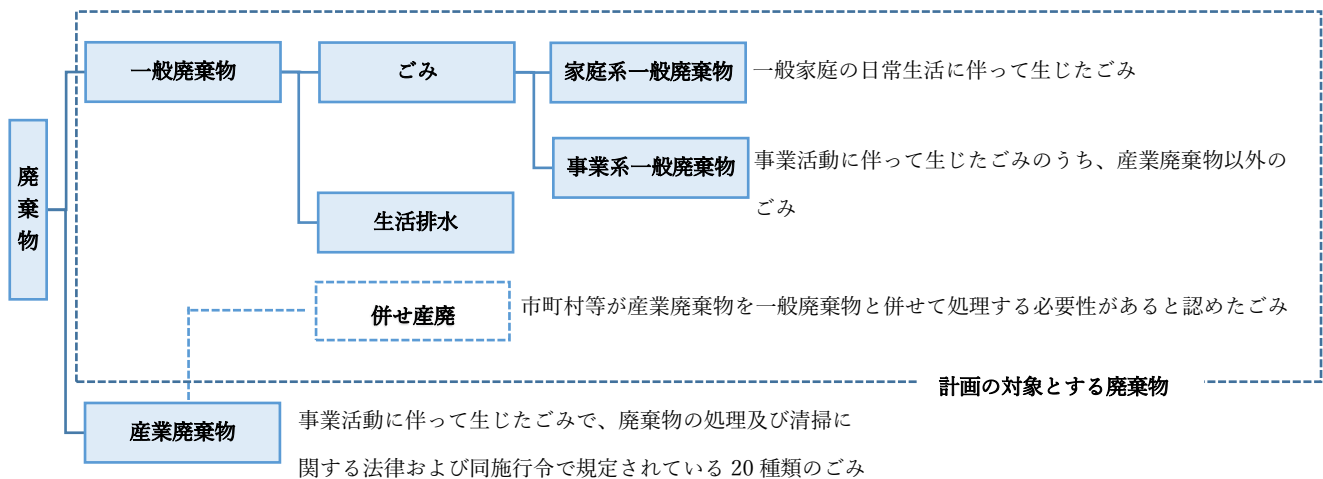


図 1-3

(4)SDG s との関連

SDG s とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。以下に示すとおり、この基本計画における施策は、食品ロスの削減（ターゲット 12.3）、ごみの適正な処理（ターゲット 12.4）、ごみの減量（ターゲット 12.5）等、直接的にはゴール 12「持続可能な生産消費形態を確保する」との関連が深いですが、他のゴールとの関連も多くあります。

よって、施策を実施することで、ある程度は SDG s の達成に貢献することはできますが、それだけにとどまらず、施策の実施を通じて広く SDG s の達成に貢献することを意識して取り組みます。



図 1-4

第2章 市の概況

1. 市の位置・面積

国立市は、東京都の、東京都の中央部に位置し、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接しています。

東経 139 度 27 分、北緯 35 度 41 分、標高 74m（基点は市役所）

面積は 8.15 k m²、東西 2.3 k m、南北 3.7 k mとなっています。

2. 人口の推移

表 2-1

(単位：人 (各年 10 月 1 日現在))

年	2003 平成 1 5 年	2004	2005	2006	2007	2008 平成 2 0 年	2009	2010	2011	2012	2013 平成 2 5 年
人口	73,644	73,616	73,479	73,641	74,177	74,258	74,364	74,623	74,606	74,627	74,508
世帯数	32,844	33,679	33,884	33,544	34,074	34,296	34,487	34,609	34,654	35,448	35,623
1世帯当たりの人数	2.24	2.19	2.17	2.20	2.18	2.17	2.16	2.16	2.15	2.11	2.09
年	2014	2015	2016	2017	2018 平成 3 0 年	2019 令和元年	2020	2021	2022	2023 令和 5 年	
人口	74,520	74,768	75,428	75,703	76,135	76,269	76,503	76,454	76,379	75,992	
世帯数	35,783	36,264	36,843	37,189	37,750	38,193	38,682	39,000	39,274	39,313	
1世帯当たりの人数	2.08	2.06	2.05	2.04	2.02	2.00	1.98	1.96	1.94	1.93	

(単位：t)

人口と世帯の推移

(単位：人/世帯)

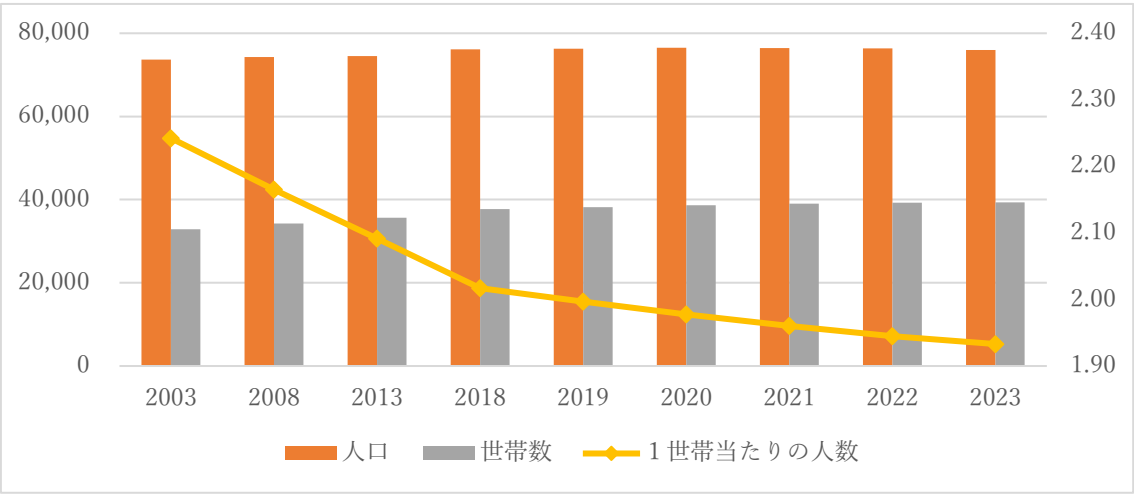


図 2-1

国立市の人口は、1950 年代以降急激に増加し、1960 年代の公団住宅建設により 1966（昭和 41）年には 5 万人を突破し、その後も微増傾向で 1998（平成 10）年に 7 万人を超えました。2007（平成 19）年以降は 7 万 4 千人台、2016（平成 28）年以降は 7 万 5 千人台、2018（平成 30）年以降は 7 万 6 千人台となりました。2020（令和 2）年の 76,503 人が最も多く、2021（令和 3）年以降人口は微減しています。

3. 産業構造

表 2-2 国立市の事業所数及び従業者数等

	産業大分類	事業所数		従業者数（人）	
第一次産業	農業・林業	2	0.08%	3	0.01%
	漁業	0	0.00%	0	0.00%
	計	2	0.08%	3	0.01%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.00%	0	0.00%
	建設業	166	6.30%	1,232	4.55%
	製造業	55	2.09%	384	1.42%
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.11%	27	0.10%
	情報通信業	60	2.28%	513	1.89%
	運輸業、郵便業	52	1.97%	1,843	6.80%
	計	336	12.74%	3,999	14.76%
第三次産業	卸売業、小売業	574	21.77%	6,156	22.73%
	金融業、保険業	21	0.80%	289	1.07%
	不動産業、物品賃貸業	310	11.76%	961	3.55%
	学術研究、専門・技術サービス業	169	6.41%	1,509	5.57%
	宿泊業、飲食サービス業	311	11.79%	2,407	8.89%
	生活関連サービス業、娯楽業	225	8.53%	982	3.63%
	教育、学習支援業	160	6.07%	3,612	13.33%
	医療、福祉	369	13.99%	4,838	17.86%
	複合サービス事業	14	0.53%	278	1.03%
	サービス業（他に分類されないもの）	146	5.54%	2,055	7.59%
	計	2,299	87.18%	23,087	85.23%
総 数		2,637	100%	27,089	100%

※「2021（令和 3）年経済センサス-活動調査」2024（令和 6）年 8 月現在

国立市の産業構造は、第一次産業への従事者が 3 人と極めて少なく、第二次産業が 14.76%を占める 3,999 人、第三次産業が 85.23%を占める 23,087 人となっています。

また、事業所数では卸売業、小売業が 574 事業所で約 22%を占め最も多く、次いで医療、福祉が 369 事業所、宿泊業、飲食サービス業が 311 事業所、不動産業、物品賃貸業が 310 事業所の順となっています。

従業者数では卸売業、小売業が 6,156 人で約 23%を占め最も多く、次いで医療、福祉が 4,838 人、教育、学習支援業が 3,612 人、宿泊業、飲食サービス業が 2,407 人の順となっています。

なお、事業所数が 4 番目に多かった不動産、物品賃貸業の従業者数としては 3.55%を占める 961 人と少なく、変わって教育、学習支援事業の事業所数は約 6%を占める 160 事業所と少ないものの従業者数としては約 13%を占める 3,612 人という状況にあります。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理事業の沿革(時系列)

和暦	西暦	月	取組内容等(※法・条例の制定及び改定については、主要なものを掲載。)
昭和 31	1956		リヤカーでのごみ収集開始(畜産還元)
昭和 35	1960		清掃条例制定、清化園衛生組合内に焼却炉完成
40	1965		不燃ごみ収集開始
42	1967		不燃ごみ収集委託化
45	1970		ごみ箱収集からステーション方式に変更
49	1974		国立市清掃工場完成
55	1980		資源回収推進奨励金制度開始
			東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
			清掃分室完成
59	1984		谷戸沢最終処分場での埋立開始
63	1988		可燃ごみ収集全面委託
平成 元	1989		環境センター完成
2	1990		一部地域にてビン・カンの分別収集を実験的に開始
			牛乳パックの回収開始
			資源回収奨励金単価改正
4	1992	4	生ごみ堆肥化容器購入費の住民負担軽減措置開始
5	1993		リサイクルセンター完成
		6	資源物の分別回収を市内全域で開始
			ペットボトルの回収開始
6	1994	1	廃棄物減量等推進員制度開始
9	1997		収集体制の全面変更(可燃ごみ週2回、不燃ごみ・可燃系資物・不燃系資源物週1回)
			家庭し尿汲み取り有料化開始
10	1998		事業系ごみの全面有料化、粗大ごみの品目別有料化開始
			谷戸沢最終処分場での埋立終了、二ツ塚最終処分場での埋立開始
11	1999	3	国立市清掃工場閉鎖
		4	多摩川衛生組合に加入
12	2000	7	収集区分の一部変更(白色トレイ、スプレー缶)
		10	収集区分の一部変更(プラスチック類(埋め立て廃止))
13	2001	4	家電リサイクル法施行 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の小売業者等による引取りや製造業者等によるリサイクル開始
14	2002		不法投棄防止のための巡回監視を開始
			国立市清掃工場解体
			清化園衛生組合施設解体
			清化園衛生組合解散

和暦		月	取組内容等(※法・条例の制定及び改定については、主要なものを掲載。)
平成 14	2002		くにたち市民トイレ設置
15	2003	3	国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例制定
		4	粗大ごみ収集委託開始
		6	国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例施行規則制定
		7	せん定枝の資源化開始
		10	家庭系パソコンのメーカーによる回収、リサイクル開始
		10	コンポストに加え堆肥化容器購入費も住民負担軽減措置開始
		11	落葉の資源化開始
16	2004	4	都内市町村喫煙マナーアップキャンペーン実施
		7	廃食油の資源化開始
		10	二輪車リサイクルシステム開始
18	2006	7	東京たま広域資源循環組合 エコセメント事業開始
		7	国立市循環型社会形成推進基本計画策定
19	2007	3	国立市ごみ減量協力店制度開始
20	2008	3	環境センターにプラスチック圧縮梱包減容器を設置
20	2008	7	プラスチック製容器包装の資源化開始
		7	プラスチック製容器包装、製品プラスチック類の分別収集開始
21	2009	11	携帯電話へのごみ出しお知らせメール配信スタート
22	2010	3	市民と行政の協働事業として「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットを作成
		4	清掃分室業務委託開始
23	2011	2	国立市ごみの分け方・出し方パンフレットへの有料広告掲載開始
			二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成(平成 22 年度)
24	2012	4	リサイクル家具・自転車の販売開始
		6	布団の売却開始
25	2013		可燃ごみの減量推進のため古紙回収紙袋・水切りネットなどの啓発品を市内 3 駅で無料配布(月 2 回)
26	2014	2	ミニ・キエーロモニター事業開始
26	2014	4	国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例施行
			国立駅南口周辺を路上喫煙等禁止区域に指定
27	2015	2	市民に国立市のごみの現状をお知らせするため「くにたちごみ減量ニュース」を発行
27	2015	5	ミニ・キエーロ販売事業開始
			使用済み小型電子機器回収開始
28	2016	4	第2次国立市循環型社会形成推進基本計画策定
29	2017	1	資源物の持ち去りを禁止
		9	家庭ごみ有料化開始
		9	ごみ出し困難者のごみ回収支援を開始

和暦		月	取組内容等(※法・条例の制定及び改定については、主要なものを掲載。)
平成 29	2017	9	二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成(平成 29 年度)
30	2018	10	環境フェスタくにたちの 20 周年記念行事として「くにたちフードドライブ」を実施
令和元	2019	11	国立市エコショップ制度開始
2	2020	4	事業系ごみ処理手数料を改定
		7	国立駅北口周辺、谷保駅周辺、矢川駅周辺を路上喫煙等禁止区域に追加指定
		11	株式会社ジモティーと連携し、リユース事業を開始
3	2021	2	国立市災害廃棄物処理計画策定
4	2022	4	HOYA株式会社アイケアカンパニーとの協定による使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収事業を開始
		10	生ごみ資源化モデル事業を開始
5	2023	4	国立市食品ロス削減推進計画策定
		4	サントリーグループとの「ボトル to ボトル」による使用済みペットボトル水平リサイクルに関する協定事業を開始
		4	ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社と「使用済みプラスチック容器の回収に係る協定」を締結、シャンプーのボトル等の実証実験回収事業を開始
6	2024	4	し尿雑排水等手数料を改定
		6	株式会社マーケットエンタープライズと連携し、リユースプラットフォーム「おいくら」を活用したリユース事業を開始
		10	国立市フードマッチングサービス専門アプリ「Kunitachi×タベスケ」を開始

2. ごみ処理の流れ

可燃ごみは、収集後、稲城市にある多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入し、焼却処理後に再資源化されます。焼却残灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合が管理運営する二ツ塚処分場で埋立処分されていましたが、2006（平成 18）年 7 月からのエコセメント化施設の本格稼働に伴い、セメントの原料としてリサイクルしています。

不燃ごみは、収集後、環境センターに搬入しています。金属、ガラス、陶磁器くず等に作業員の手で選別して、処分委託業者に引き渡しています。製品プラスチックは、選別後に再生業者に売却しています。

容器包装プラスチックは収集後、環境センターに搬入しています。

資源物であるびん、かん、ペットボトルは、選別、圧縮し、生びんと缶は再生事業者へ売却しています。ペットボトルは、水平リサイクルに特化したリサイクル業者を指定し、使用済みペットボトルを再びペットボトルにリサイクルしています。

有害ごみの乾電池、廃蛍光管等は選別、梱包処理後に専門処理業者へ引き渡し適切な処理を行っています。

そのほか、衣類・毛布等の繊維類や雑誌・本・その他の紙については、古紙問屋に引き渡しています。

小型家電製品は収集後、環境センターに搬入しています。金属、ガラス、陶磁器くず等に作業員の手で選別して、処分委託業者に引き渡しています。製品プラスチックは、選別後に再生業者に売却しています。

粗大ごみ、木・枝・葉等は、収集後、清掃分室に搬入しています。なお、粗大ごみは環境センターに直接持ち込むことも可能です。再生可能な自転車や家具等はリサイクルセンターで清掃、修理を行いリサイクル品として整備しています。

大型の家電製品は粗大ごみとして収集後、清掃分室で解体が可能な粗大ごみは解体を行い、金属くず等の選別を行います。なお、清掃分室での解体が不可能なものは環境センターにて破碎処理し、可燃ごみ、金属、ガラス、陶磁器くず、製品プラスチック類等に選別します。布団は再生業者へ売却、木・枝・葉等は再生業者へ処分しています。

事業者から排出されるごみは、1 日の平均排出量が 10 kg 以上の場合は国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理となり、1 日の平均排出量が 10 kg 未満の場合には市の有料ごみ処理袋による市の収集ルートで処理する方法か、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理のどちらかの選択となっています。

なお、事業系一般廃棄物の可燃ごみについては、事業者が自ら多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入することも可能です。

市内の各一般家庭から排出されたごみ処理の流れを次項の図 3-1 に示します。

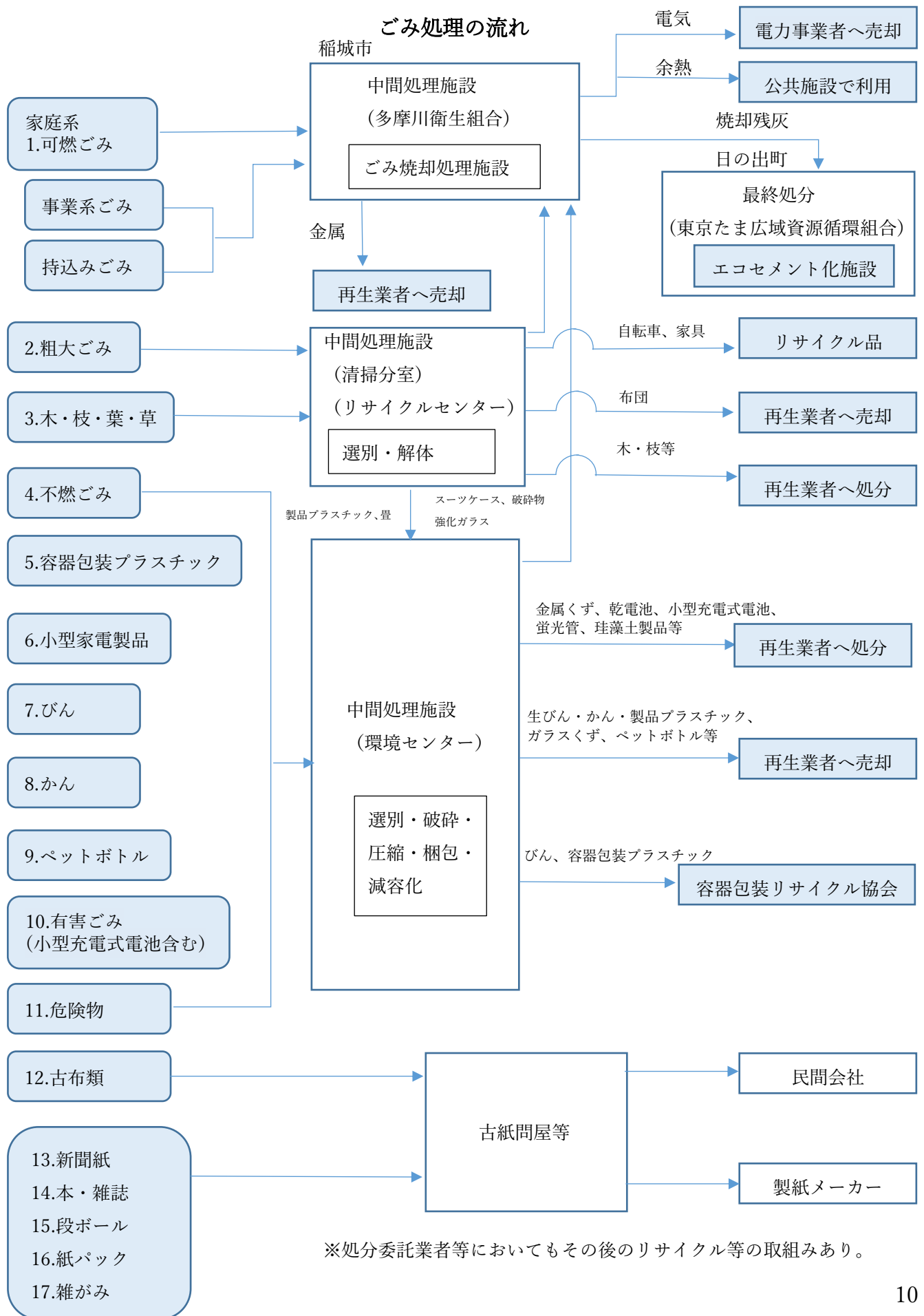


図 3-1

3. ごみ量について

(1)総ごみ量(資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量)について

2003（平成 15）年度に家庭用せん定枝等の申込制戸別収集及び資源化、2004（平成 16）年度に廃食用油の拠点回収、2008（平成 20）年度にプラスチック製容器包装の分別収集及び資源化、2010（平成 22）年度に資源物の直接買取事業を開始し、2010（平成 22）年度に二ツ塚最終処分場への埋立ごみの搬入量のゼロを達成し現在に至っています。

国立市の総ごみ量は、2013（平成 25）年度から 2016（平成 28）年度まで 21,000t 台で横ばいの状態が続きました、2017（平成 29）年 9 月に家庭ごみ有料化を開始し、2018（平成 30）年度は 19,557t まで減少しました。翌年は微増しましたがその後は減少傾向にあります。

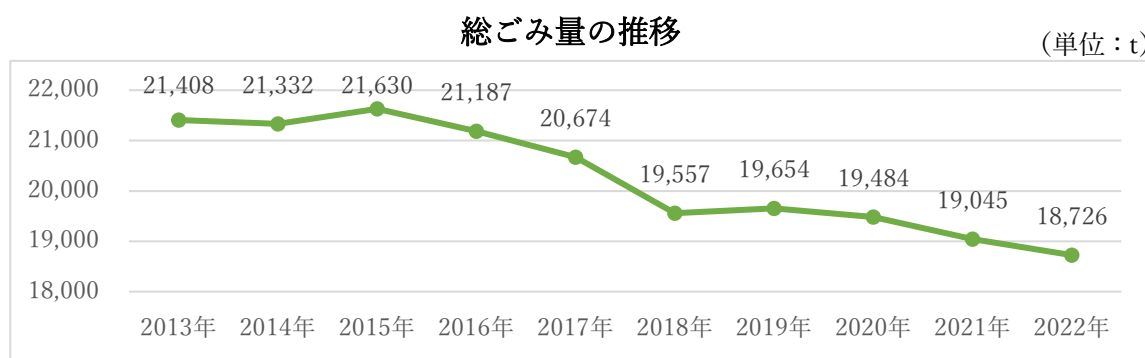


図 3-2

多摩地域ごみ実態調査（表 1）

(2)原単位(1人1日当たりごみ量)について

①総ごみ量

国立市の総ごみ量の原単位（1人1日当たりのごみ量）は、2015（平成 26）年度に 790.4g/人日と直近 10 年間の最大値となりました。その後は減少傾向が続いています。2017（平成 29）年 9 月に家庭ごみ有料化を開始し、2018（平成 30）年度は 703.8g/人日となりました。翌年は微増しましたがその後は減少傾向にあります。

表 3-1 種類別ごみ量の推移

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
可燃ごみ(t)	14,370	14,471	14,653	14,385	13,970	13,348	13,402	12,931	12,777	12,651	12,546
不燃ごみ(t)	1,802	1,725	1,732	1,620	1,620	708	694	726	703	643	627
粗大ごみ(t)	595	577	574	646	596	596	691	727	659	643	600
有害ごみ(t)	25	25	25	24	27	28	27	32	28	28	27
資源物(t)	4,616	4,534	4,646	4,512	4,461	4,877	4,840	5,068	4,878	4,761	4,499
総ごみ量(t)	21,408	21,332	21,630	21,187	20,674	19,557	19,654	19,484	19,045	18,726	18,299
人口(人)※1	74,508	74,520	74,768	75,428	75,703	76,135	76,269	76,503	76,454	76,379	75,992
1人1日当たり 排出量(g)	787.2	784.3	790.4	769.6	748.2	703.8	704.1	697.8	682.5	671.7	657.9

※1：各年 10 月 1 日時点
多摩地域ごみ実態調査（表 1）

②家庭系ごみ量

家庭系可燃ごみ量は、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度まで 400g/人日台で横ばいの状態が続きました。2016（平成 28）年度に初めて 400g/人日台を下回り減少傾向となりました。2017（平成 29）年 9 月に家庭ごみ有料化を開始し、2018（平成 30）年度は 346.4g/人日まで減少しました。その後 2020（令和 2）年度まで微増し、その後は減少傾向にあります。

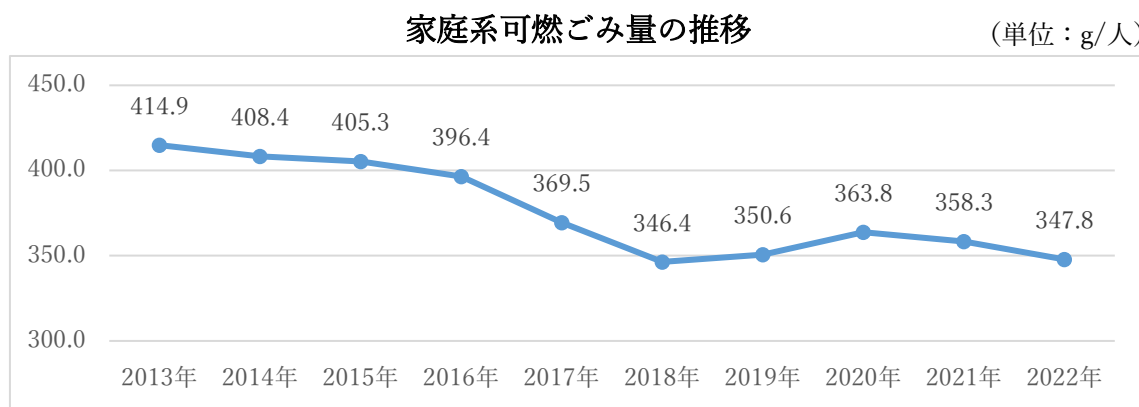


図 3-3

家庭系不燃ごみ量は、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度まで 60.0g/人日台で横ばいの状態が続きました。2016（平成 28）年度に初めて 60.0g/人日台を下回り減少傾向となりました。2017（平成 29）年 9 月に家庭ごみ有料化を開始し、2018（平成 30）年度は 25.5g/人日まで減少しました。2020（令和 2）年度に微増し、その後は減少傾向にあります。

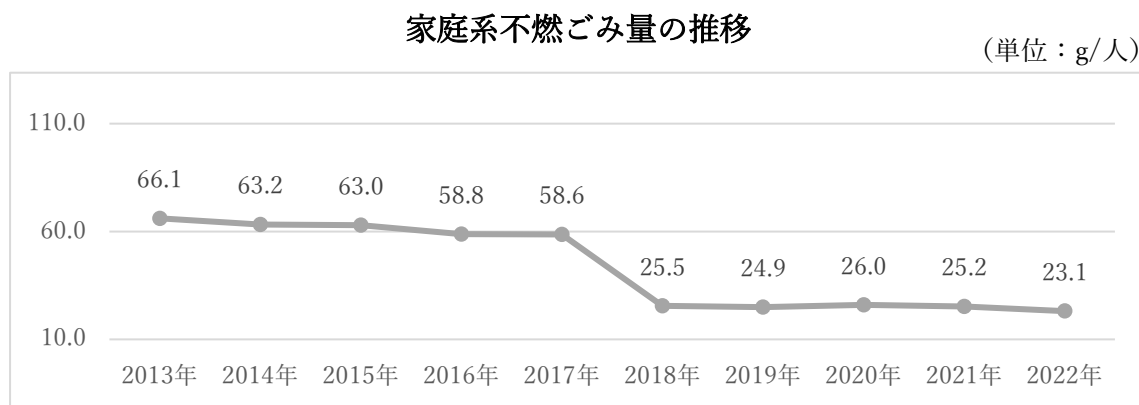


図 3-4

家庭系資源ごみ量は、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度まで 160.0g/人日台で横ばいの状態が続きました。2017（平成 29）年 9 月に家庭ごみ有料化を開始し、その後は 170～180g/人日台の範囲での横ばいで推移しています。

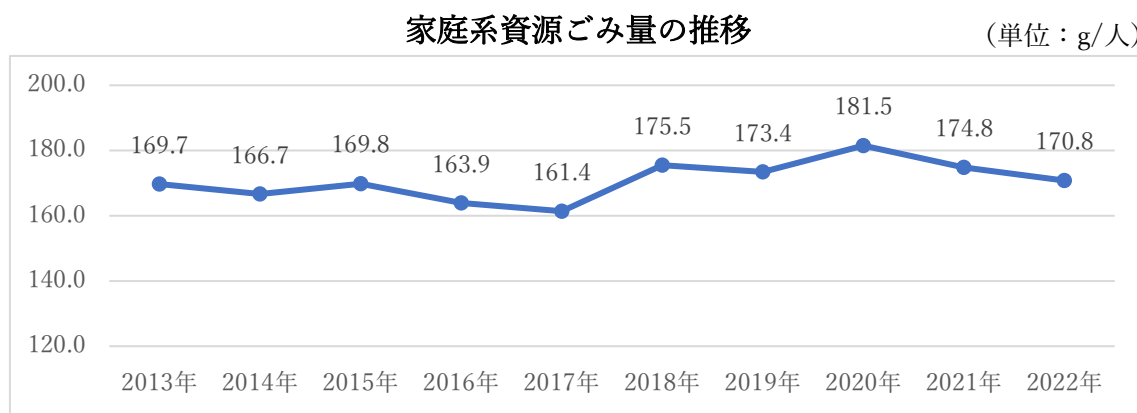


図 3-5

家庭系粗大ごみ量は、2013（平成 25）年度以降 15～20g/人日台の範囲での横ばいで推移しています。

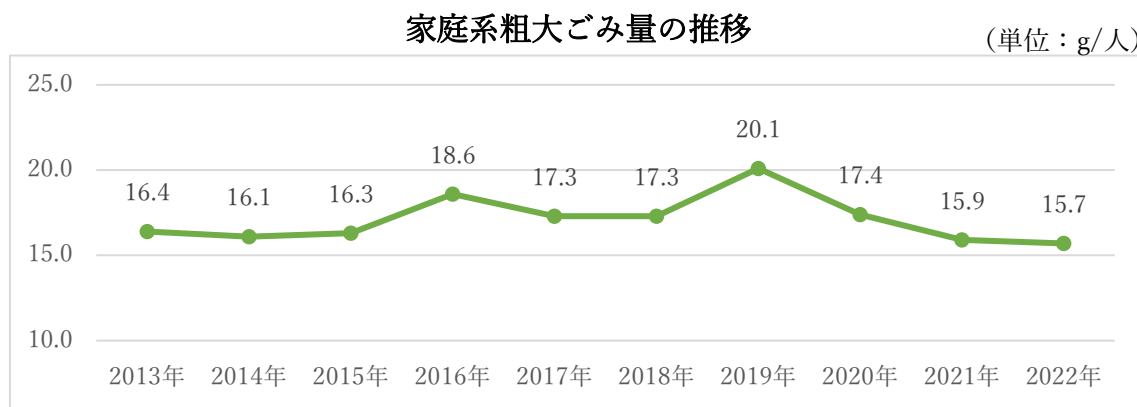


図 3-6

③事業系ごみ量

事業系可燃ごみ量は、2013（平成 25）年度から 2019（令和元）年度まで 110～130g/人日台の範囲で横ばい傾向にありました。2020（令和 2）年 4 月に事業系一般廃棄物処理手数料の改定し、90g/人日台まで減少しました。その後は増加傾向にあります。

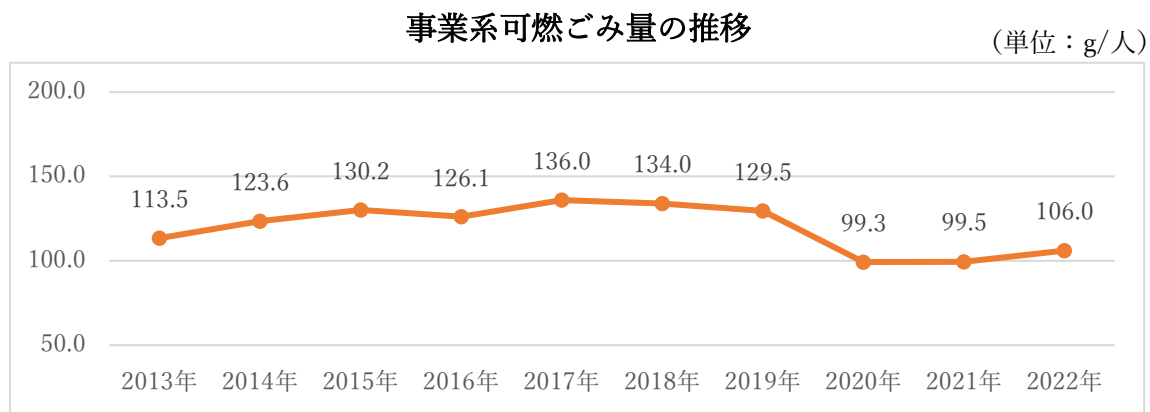


図 3-7

事業系不燃ごみ量は、減少傾向が続き、2017（平成 29）年度以降はゼロとなっています。

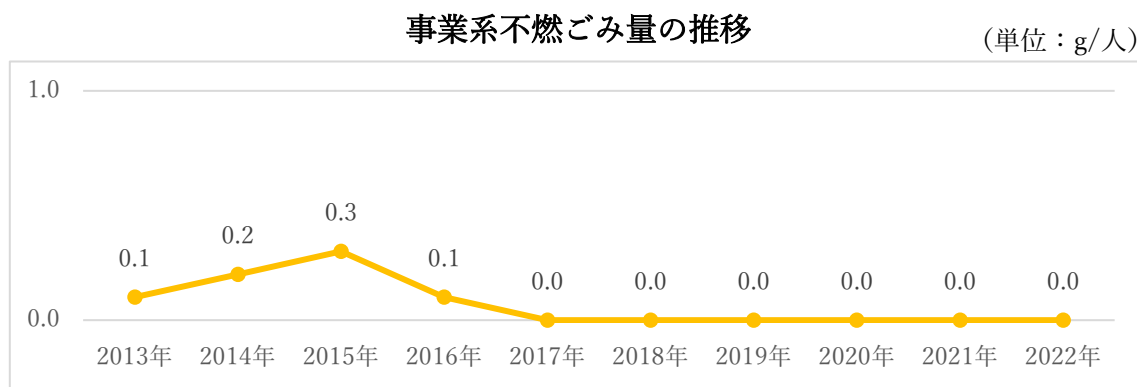


図 3-8

4. ごみの資源化状況

(1) 総資源化率について

資源物の収集、集団回収量及び中間処理施設での資源回収を合わせた量を総ごみ量と集団回収量の合計量で除した総資源化率は、2000（平成 12）年度には 33.7%と多摩地域 26 市中最も高い順位でした。それ以降 2015（平成 27）年度までは 30%から 35%台の範囲で推移し、2016（平成 28）年度以降は 36%から 38%台の範囲で推移し、中位を維持しています。

表 3-2

（単位：％）

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
資源化率	35.6	35.1	34.8	36.4	36.3	36.9	36.4	37.7	38.0	36.8	36.0
順位	19	19	19	15	14	12	14	12	13	14	15

※順位は、多摩地域 26 市中上からの順位を示す。

（出典：多摩地域ごみ実態調査（表 17））

(2) 集団回収量について

集団回収による回収量は、2007（平成 19）年度以降約 1,400 t 台で推移していましたが、2012（平成 24）年度からは 1,400 t 台を割りました。その後も減少傾向が続き、近年は約 900 t 程度まで減少しています。

集団回収の支援、育成に努め集団回収団体数は 2017（平成 29）年まで増加傾向が続いたものの、回収量は逆に減少しました。近年は、回収量が減少傾向にあります。

表 3-3

（単位：t）

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
回収量	1,322	1,262	1,244	1,178	1,191	1,179	1,128	1,026	914	896	843
団体数	71	76	74	76	78	75	74	62	63	63	63

（出典：多摩地域ごみ実態調査（表 29））

5. ごみの中間処理について

(1) 可燃ごみ

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っています。

現在、多摩川衛生組合清掃工場（クリーンセンター多摩川）は、1998（平成10）年3月の竣工から2023（令和5）年度までで26年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。多摩川衛生組合では、2015（平成27）年度に施設の延命化の方針を決め、大規模な基幹的設備の更新などを行う施設延命化工事として、ごみ焼却処理施設、建物（管理棟・工場棟）、建築設備を対象に2022（令和4）年度から2025（令和7）年度に実施することで、清掃工場の運用を廃棄物処理施設の一般的な耐用年数である25年間から40年間に延命することとしています。

表 3-4 クリーンセンター多摩川の概要

所在地	東京都稲城市大丸 1528 番地
敷地面積	22,366.58 m ²
竣工	1998（平成10）年3月
可燃処理設備	処理能力：450t/日（150t 炉×3 基）炉型式：全連続燃焼式（ストーカ式） 発電方式：蒸気タービン方式（最大 6,000Kw/h） 余熱利用：場内給湯・冷暖房、場外への高温水（約 130℃）の供給



クリーンセンター多摩川（全景）



クリーンセンター多摩川（搬入状況）

(2)不燃ごみ・資源ごみ等

不燃ごみ等は、市内南部地域にある環境センターで、不燃ごみ、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ビン、缶、ペットボトルに分別し、破碎処理後圧縮等の処理を行い、再生業者に引き渡すなど資源化に取り組んでいます。

表 3-5 環境センターの概要

所在地	国立市谷保 6-26-17
敷地面積	5,157 m ²
竣工	1989（平成元）年 1 月
破碎処理能力	30t/日（5 h）



環境センター（全景）



びん、かんの手選別の様子

(3)粗大ごみ等

粗大ごみ等は、市内南部地域にある清掃分室で、解体処理等を行い再生業者に引き渡すなど資源化に取り組んでいます。また、再生可能な自転車や家具等をリサイクル品として整備しています。

表 3-6 清掃分室・リサイクルセンターの概要

所在地	国立市泉 3-31-5
敷地面積	1,283 m ²
建築年	1983（昭和 55）年



清掃分室・リサイクルセンター（全景）

6. 最終処分について

最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っています。

2006（平成 18）年 7 月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料として全量をリサイクルするエコセメント化事業を開始しました。不燃ごみについて、構成自治体のリサイクルの取組みも進み、現在二ツ塚処分場への搬入はありません。なお、2010（平成 22）年度からは国立市の埋立ごみの搬入はありません。

表 3-7 二ツ塚処分場の概要

位置	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
面積	用地面積：約 59.1ha 開発面積：約 33.3ha（埋立地 18.4ha、管理施設等 14.9ha）残存緑地面積：約 25.8ha
埋立容量	全体埋立容量：約 370 万 m ³
埋立期間	1998（平成 10）年 1 月～2028（平成 40）年 3 月（予定）
埋立進捗率	44.7%（2018（平成 30）年度現在）

表 3-8 エコセメント化施設の概要

場所	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地（二ツ塚処分場内）
面積	施設用地面積：約 4.6ha
施設規模	焼却残さ等の処理量：約 300t（日平均）エコセメント生産量：約 430t（日平均）
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ他
施設稼働	2006（平成 18）年 7 月

注 1 焼却残さ：焼却灰（焼却後の残さ物）及び飛灰（集じん機により捕集された排ガス中のばいじん）

注 2 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注 3 分割埋立：埋め立てられた焼却残さの再処理（エコセメント化）を行うため平成 12 年 9 月より、焼却残さと不燃ごみについて、それぞれエリア分けをして埋め立てを開始



二ツ塚処分場



エコセメント化施設

7. ごみ処理経費について

2023（令和 5）年度のごみ処理経費は、約 12 億 244 万円で、市の一般会計歳出額の約 3.3%を占め、1 人当たりのごみ処理経費としては約 15.8 千円です。

表 3-9 ごみ処理経費の推移

（単位：千円）

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30
収集運搬費	316,902	327,447	349,258	377,231	477,528	469,264
中間処理費(可燃)	411,982	412,732	424,866	277,918	280,094	252,227
中間処理費(不燃)	136,584	109,705	117,118	108,231	114,001	103,056
最終処分費	130,459	112,654	104,264	111,032	119,824	166,439
人件費	112,422	116,953	118,706	108,896	123,672	111,919
その他の経費	93,856	92,373	62,711	61,462	60,507	61,716
合計(ごみ処理費)	1,202,205	1,171,864	1,176,923	1,044,770	1,175,626	1,164,621
一般会計歳出額	25,660,705	28,454,195	30,572,303	29,290,000	29,378,868	30,993,668
一般会計に占める割合(%)	4.7	4.1	3.8	3.6	4.0	3.8
4 月 1 日人口(人)	74,381	74,303	74,546	75,054	75,466	75,932
1 人当たりごみ処理費	16	16	15.8	13.9	15.6	15.3
年度	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5	
収集運搬費	479,283	489,644	484,268	492,747	498,228	
中間処理費(可燃)	260,111	276,249	269,269	213,397	261,120	
中間処理費(不燃)	129,017	121,983	116,745	140,345	128,451	
最終処分費	180,654	168,292	157,936	159,177	160,131	
人件費	111,196	94,076	92,920	91,806	97,527	
その他の経費	59,762	56,695	55,528	57,722	56,982	
合計(ごみ処理費)	1,220,023	1,206,939	1,176,666	1,155,194	1,202,439	
一般会計歳出額	30,305,458	39,072,218	34,208,798	35,246,292	36,984,901	
一般会計に占める割合(%)	4.0	3.1	3.4	3.3	3.3	
4 月 1 日人口(人)	75,984	76,282	76,423	76,278	76,182	
1 人当たりごみ処理費	16.1	15.8	15.4	15.1	15.8	

（出典：国立市事務報告書）

第4章 現状におけるごみ処理の課題

1. ごみの排出状況について

(1)ごみ排出量の比較について

2023（令和5）年度の1人1日当たりのごみ量を多摩地域26市と比較すると、資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は657.9g/人日で、収集量が少ない順から16番目の状況にあります。

家庭系ごみにおいては533.7g/人日で、多摩地域26市中収集量が少ない順から14番目、事業系ごみは124.2g/人日で多摩地域26市中収集量が少ない順から19番目です。

(2)家庭系ごみの組成について

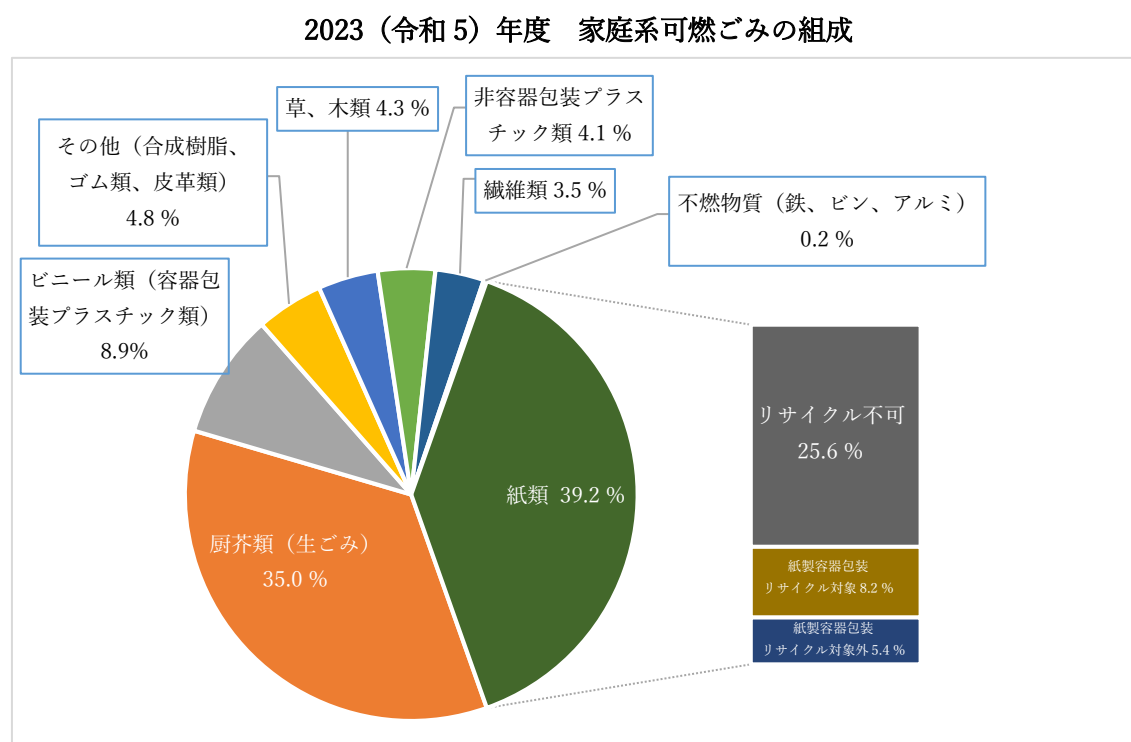


図 4-1 （出典：2023（令和5）年度ごみ組成分析調査結果）

家庭系可燃ごみの中には紙類が39.2%、厨芥類（生ごみ）が35.0%、含まれている現状から、紙類と厨芥類（生ごみ）の減量が求められます。また、紙類の内訳ですが、紙製容器包装リサイクル対象が8.2%、紙製容器包装リサイクル対象外が5.4%、リサイクル不可が25.6%ありました。

特に39.2%の紙類のうち13.6%（紙製容器包装リサイクル対象内外）がリサイクル可能なものが含まれており、8.9%の容器包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものが見受けられました。

また、厨芥ごみのうち、直接廃棄及び食べ残しなどいわゆる食品ロスとなるものの割合は厨芥ごみ全体の23.3%となっており、調理前の段階のもの（直接廃棄）が半分以上を占めております。今後は食品ロスという観点から削減を推進し、ごみ減量を行う必要があります。

2023（令和5）年度 家庭系不燃ごみの組成

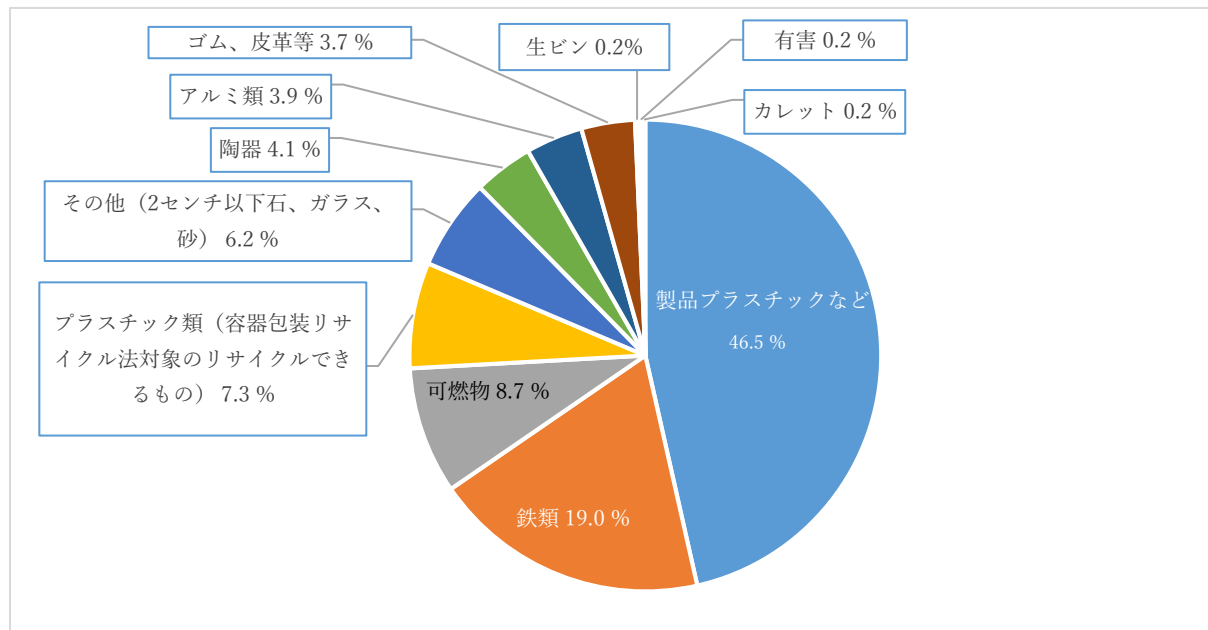


図 4-2 （出典：2023（令和5）年度ごみ組成分析調査結果）

家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが7.3%、カレットが0.2%、アルミ類が3.9%含まれています。可燃物8.7%については、木くず、紙屑、その他が含まれていました。

さらには、可燃ごみ、不燃ごみの中にそれぞれ可燃物、不燃物が含まれている状況や不燃ごみの中にアルミ類、有害物が含まれている状況から分別の徹底が求められます。

なお、ペットボトルが混入している場合については、プラスチック（容器包装リサイクル法対象のリサイクルできるもの）に入ります。

2023（令和 5）年度 容器包装プラスチックの組成

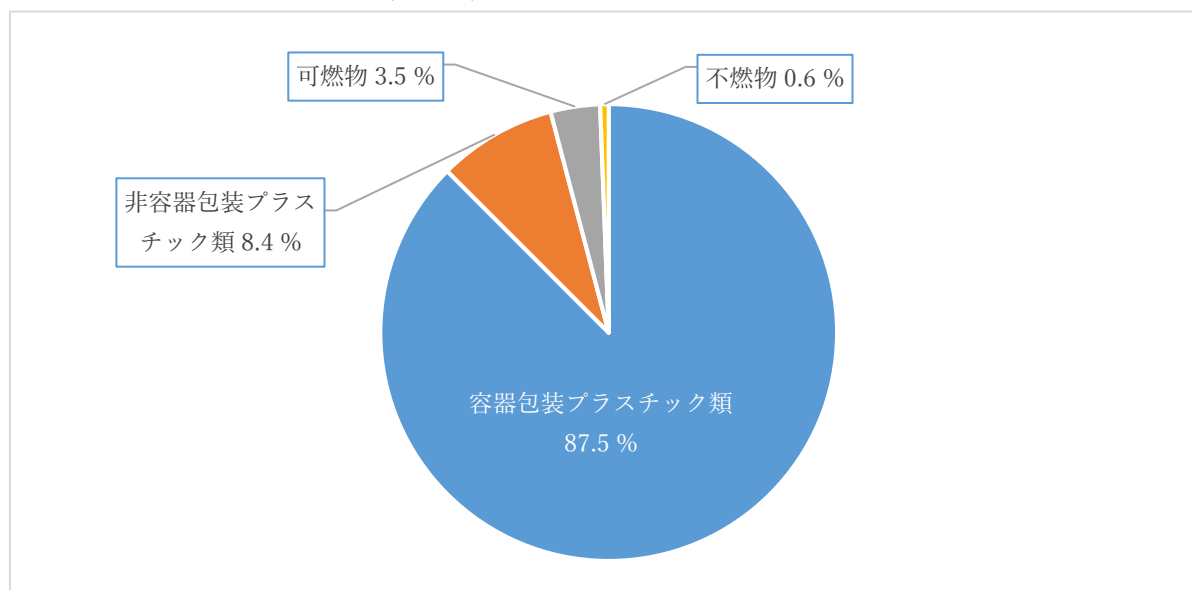


図 4-3 （出典：2023（令和 5）年度ごみ組成分析調査結果を一部加工）

容器包装プラスチックが 87.5%となっているが、それ以外に非容器プラスチック類が 8.4%、可燃物 3.5%、不燃物 0.6%が含まれています。まだ 10%以上も異物が混入されていることからさらなる分別の徹底が求められます。

また、グラフにはありませんが、容器包装プラスチック類の内訳の中にトレイ 2.9%が含まれています。この食品トレイなどは店頭回収を行っている市内の店舗に返すなど拡大生産者責任の周知を継続することが求められます。またレジ袋も 1.7%含まれており、マイバックの推進を進めていくことで減少していくと考えられます。

2. 中間処理について

(1) 可燃ごみの中間処理について

稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却を行っています。組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、前々年の10月から前年の9月までの組合に搬入されるごみ量に応じて算出されます。

また、1998（平成10）年度の稼働開始から26年を経過したことで、施設延命化工事等を実施していますが、引き続き適正な運営に努めていく必要があります。

さらに、所在地の稲城市民の負担と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺や沿線住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

表 4-1 構成市における焼却処分量の推移

（単位：g/人日）

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
稲城市	566.3	568.2	570.9	565.2	557.3	551.7	554.4	570.9	560.7	546.8	496.8
狛江市	506.1	492.2	487.4	478.0	475.5	470.0	484.4	494.1	491.5	481.1	446.3
府中市	468.0	460.1	453.4	444.2	441.9	439.4	453.6	464.6	470.2	455.1	439.0
国立市	593.8	595.4	598.9	583.9	567.9	530.5	534.6	519.6	503.4	501.5	497.2

（出典：多摩地域ごみ実態調査（表10））

表 4-2 国立市の焼却残灰発生量等の推移

（単位：t）

年度		2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020
発生量		1,509.4	1,527.0	1,503	1,881	1,717	1,616	1,629	1,624
内訳	東京たま広域搬出	547.7	555.1	547	1,498	1,717	1,616	1,624	1,624
	灰溶融処理等	961.7	972.0	956	383	0	0	0	0
年度		2021	2022	2023 令和 5					
発生量		1,589	1,505	1,513					
内訳	東京たま広域搬出	1,589	1,505	1,513					
	灰溶融処理等	0	0	0					

※灰溶融処理施設は2016（平成28）年7月末以降は休止。

※多摩地域実態調査（表16）エコセメント原料化量を東京たま広域搬出とした。

(2)不燃・資源ごみ等の中間処理について

市内の南部地域にある環境センターは、1989（平成元）年度の稼働開始から 37 年を経過しており、当該建物の目標使用年数は国立市公共施設保全計画で 2048（令和 30）年度までとされています。ごみ処理設備機器（以下、「設備機器」とする。）の耐用年数は 10 年から 15 年とされており、当施設の設備機器はほぼ全て耐用年数を超過しているため、建物の目標使用年数まで施設が稼働し続けられるように、設備機器に係る長期保全計画を策定することが課題です。

(3)粗大ごみ等の中間処理について

市内の南部地域にある清掃分室は、1980（昭和 55）年の建築から 46 年を経過しております。今後もしサイクルを推進していくことから、引き続き安定的な運営を行うことが課題となります。また、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

3. 最終処分について

最終処分は、日の出町にある国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っていますが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、搬入実績累積量等に応じて算出されます。

また、今後のエコセメント化事業の安定的な運営等について課題があります。さらに、所在地の日の出町民の負担と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺や沿線住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

表 4-3 構成団体における焼却残灰埋立処分量の推移 (単位：g/人日)

年度	2003 平成 15	2004	2005	2006	2007	2008 平成 20 以降
25 市 1 町平均	74.5	69.2	65.6	9.7	0.2	0.0
国立市	35.7	34.3	33.3	4.3	0.0	0.0

(出典：多摩地域ごみ実態調査（表 10）)

表 4-4 構成団体における不燃ごみ埋立処分量の推移 (単位：g/人日)

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
25 市 1 町平均	1.0	0.6	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国立市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(出典：多摩地域ごみ実態調査（表 10）)

表 4-5 国立市の焼却残灰搬入量の推移 (単位：t)

年度	2013 平成 25	2014	2015	2016	2017	2018 平成 30	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
国立市	548	555	547	1,498	1,717	1,616	1,629	1,624	1,589	1,505	1,513

※多摩地域ごみ実態調査（表 16）エコセメント原料化量を焼却残灰搬入量とした

※2023（令和 5）年度は東京たま広域資源循環組合のホームページより（多摩地域ごみ実態調査は 8 月確定のため作成時点未定）

4. 第2次基本計画の行政評価(総括)

第2次国立市循環型社会形成推進基本計画(以下、「基本計画」という。)は、計画期間を10年間(2016(平成28)年度から2025(令和7)年度)とし、前半5年を第1期計画期間として、残りの後半5年を第2期計画期間とし事業を推進してきました。

各年度の評価になりますが、国立市ごみ問題審議会において、基本計画に基づく進捗状況の評価を行いました。前半の第1期計画期間については、当初2020(令和2)年度に中間見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染症の拡大により審議会の開催がずれ込み2021(令和3)年度に中間見直しを行いました。当時、国立市のごみ量は着実に減少しましたが、2020(令和2)年度の目標は達成できておらず、ごみ量の少ない方から数えて多摩地域26市中15位と中位に位置し、「多摩地域のトップランナー」には至りませんでした。

したがって、さらにごみの減量と資源化を推進する必要があるため、第1期の目標計画期間の各種の進捗状況の検証を行い、後半の5年間にあたる第2期計画期間の目標や内容等の見直しを行いました。

また、後半の第2期計画期間が2025(令和7)年度に期間の満了を迎えることから、2026(令和8)年度以降の目標策定に向けて、第1期計画及び第2期計画を合わせた第2次基本計画期間(10年間)全体の実施状況の評価及び継続性についての評価を行いました。

計画期間中の総括になりますが、国立市のごみ量は2016(平成28)年度から開始された基本計画期間を振り返ると、2020(令和2)年度の市民1人1日当たりの総ごみ量(集団回収含む)は734.5gで、2020(令和2)年度目標の720.4gを達成することはできませんでした。

しかしながら、市民1人1日当たりの総ごみ量(集団回収含む)は、第2次基本計画期間(現7年間)は毎年減少しており、このまま減少傾向が続くと仮定した場合、2025(令和7)年度目標701.3gは達成する見込みとなっており、引き続きごみ減量及び資源化を推進する必要があります。

第1期計画期間の主な事業では、2017(平成29)年度の家庭ごみ有料化、2020(令和2)年度の事業系一般廃棄物処理手数料改定、「くにたちフードドライブ」の実施のほか、都内で初めて(株)ジモティーと協定を結び、民間企業との連携によるリユースの周知・拡大などを行いました。

また、第2期計画期間の主な事業では、2021(令和3)年度に国立市災害廃棄物処理計画の策定、2022(令和4)年度に生ごみ資源化事業を試験的に実施、2023(令和5)年度は国立市食品ロス削減推進計画の施行のほか、市民、民間企業、行政が連携しプラスチックごみの資源化(使用済みペットボトル「ボトルtoボトル」など)への取り組みなどを行ってきました。

今後、第3次国立市循環型社会形成推進基本計画の策定に際しては、社会情勢の変化も踏まえ、更なるごみの減量と資源化を推進するとともに、SDGsを意識した事業展開と多摩地域のトップランナーを目指し、第二次基本計画の要素について引き継いでまいります。

第2次国立市循環型社会形成推進基本計画の行政評価

【事業の実施状況（実績）の達成評価】

A：計画内容を良好に達成 B：計画内容を一定程度達成 C：計画達成度が不十分

【事業の継続性評価】

a：継続実施が望ましい施策 b：終了が望ましい施策

(1)家庭形ごみの減量化・資源化

1)発生抑制(リデュース)

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①ごみ減量 協力店の利 用促進	実施 状況	ごみ減量協力店について、ホームページを活用して新規募集をしていましたが、認定店の店舗数は減少傾向となりました(2022(令和4)年度35店舗)。市民に対して各認定店の取組み内容を毎年確認のうえ公表しました。	B/a
	今後の 課題等	ごみ減量協力店の認定基準について、昨今の情勢に見合った内容に要綱を改正し、国立市エコショップ制度に統合しました。今後はエコショップ認定店の店舗数増加と市民の利用促進に努める必要があります。	
②マイバッ グ、マイ箸 等の利用促 進	実施 状況	市内のスーパーマーケットや駅周辺のコンビニ店舗において、マイバッグキャンペーンを実施しました。取組みの成果として、容器包装プラスチックに占めるレジ袋の組成比率が低下傾向となりました。また、ごみの分け方・出し方カレンダーに、「レジ袋NO デー」の記載を追加し啓発しました。	B/a
	今後の 課題等	レジ袋はごみ袋として転用されることが多いため、不燃系資源物を出す際にカゴを使っていたなど、引き続き啓発に努めていく必要があります。また、マイボトルなどの利用促進について、民間業者と連携するなど具体的な取組みにも着手する必要があります。	
③厨芥類の 水切りの促 進	実施 状況	駅該当キャンペーンを実施し、厨芥類の水切り促進の啓発やホームページを活用してエコ・クッキングの工夫による発生抑制を啓発しました。 2012(平成24)年度環境フェスタくにたちでフードドライブ活動を初めて実施しました。フードドライブ活動は2023(令和5)年度時点で合計11回実施しました。	B/a
	今後の 課題等	可燃ごみのうちおよそ4割を占める厨芥類の水切りのメリットや意義を周知する必要があります。また、可燃ごみに含まれる紙類についても資源化できるものが含まれているため、分別の啓発を継続していく必要があります。	
④生ごみ処 理機器の普 及促進	実施 状況	ミニ・キエーロのモニター講習会は開始からおよそ10年が経過し、モニター事業参加者は949名、市内普及台数は1,408台となりました(2023(令和5)年度時点)。また、市YouTubeチャンネルにおいて「ミニ・キエーロの使い方」動画の再生数は上位に位置しており、市外からも高い関心を得ています。生ごみ堆肥化容器購入費の補助を着実に実施しました。	B/a

	今後の課題等	ミニ・キエーロに関心がある市民には一定程度普及していると考えられるため、関心がない市民に向けた働きかけが課題となります。また、生ごみ堆肥化容器購入補助金申請件数が増加傾向にあることから、ミニ・キエーロ以外の生ごみ堆肥化容器も積極的に普及を図り、全体的な利用者を増やす必要があります。	
⑤ グリーン購入の促進	実施状況	市が物品を購入する際には、「国立市グリーン購入基本方針」及び「国立市グリーン購入推進ガイドライン」に基づき、原則としてグリーン購入法適合品や環境に配慮したものを購入しました。また、製品やサービスを購入する前にその必要性を十分に考え、庁舎内で調達できるものは他課から譲り受けて使用するよう努めました。	B/a
	今後の課題等	市民・事業者等に対して、市の取組みを紹介するなどグリーン購入の促進の啓発をしていくよう努める必要があります。	
⑥ 食品ロス削減の推進	実施状況	庁内検討会、市民説明会、ごみ問題審議会による意見交換を経て、2023(令和 5)年 4 月に「国立市食品ロス削減推進計画」を策定しました。また、本計画に基づき、食品ロス実態調査の実施やフードドライブ等関係団体とネットワーク構築するなど連携強化を行いました。	A/a
	今後の課題等	食品ロス削減のキャンペーンなど広報活動を積極的に実施するなど食費ロス削減の担い手を広げるため、食品ロス削減を目的としたマッチングサービス「タベスケ」などのアプリの利用促進に努めるとともに幅広い世代の市民や事業者への啓発を拡充していく必要があります。	

2)再使用(リユース)

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①リサイクルインフォメーションの利用促進	実施状況	リサイクルインフォメーション登録件数は毎年 10 件程度、成立件数は数件程度となっています。市民からのごみの処理に関する問合せの際に、リサイクルインフォメーションを紹介するなど周知に努めました。また、地域の情報サイト「ジモティー」を運営する株式会社ジモティーと 2020(令和 2)年 11 月に協定締結し、リユースの選択肢を増やしました。	B/a
	今後の課題等	粗大ごみに関する常設展示施設が存在していない状況下で、ごみとして出す前の選択肢を広げる取組みとして、リサイクルインフォメーションや民間のアプリ事業者の活用を周知していく必要があります。	
②フリーマーケット等の支援	実施状況	毎年 1 回開催する環境フェスタくにたちにおいて、フリーマーケット(リユースバザー)を開催し、まだ使用できる不用品などを必要とする人に提供する機会を確保しました。	A/a
	今後の課題等	民間マッチング事業者や近隣市の情報収集や、まちの振興課主催の「ガレージセール」などリユースの取組み情報を積極的発信することで、リユースの取組みを広げていく必要があります。	

③リサイクル家具等販売の促進	実施状況	市内の自転車商組合加盟店1店舗(2023(令和5)年度時点)にて毎月最終月曜日にリサイクル自転車の販売を実施しました。また、NPO 法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」では、リサイクル自転車及びリサイクル家具(常時販売)の販売を実施しました。粗大ごみのうち状態の良い家具が減少傾向にあり、リサイクル家具の販売実績は減少傾向となりました。同様に、市内の放置自転車も減少傾向にあり、リサイクル自転車の販売実績も減少しました。	B/a
	今後の課題等	リサイクル家具等販売会は、環境フェスタくにたちでも継続実施することで実施回数や販売実績を確保し、リユースの取組みが定着するよう努める必要があります。特に、学生等の若者層にリユースが定着するようにツイッターやLINEなどのSNSを活用して周知する必要があります。 また、効率的なリサイクル事業を推進する必要があります。	

3)直す(リペア)

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①修理、修繕行動の促進	実施状況	新たなごみを発生させないため、修理、修繕などの直し(リペア)を行っている店舗情報を市報やホームページ等で発信しました。また、環境フェスタくにたち内では、国立市シルバー人材センターと連携して包丁研ぎを実施するなど「ものを大切にする心」の意識醸成の促進のための情報発信や関係団体との連携支援を行いました。	B/a
	今後の課題等	修理や修繕に対応する市内店舗の増加に努めるとともに、リペアに関する情報と発信を充実させ、市民の物を大切にする意識醸成とその行動に繋がるように啓発する必要があります。	

4)戻す(リターン)

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①くにたちカードの利用促進	実施状況	国立市商工会が発行するくにたちカードにエコロジーポイント(牛乳パックを5枚持参した場合及び買い物袋を持参してレジ袋を利用しなかった場合に1ポイント付与される)という制度があり、牛乳パックの回収やマイバッグの利用促進のためにこの制度の情報発信や関係機関との連携支援に努めました。しかし、レジ袋有料化など社会環境の変化に伴い、ポイントの付与実績は毎年減少傾向となりました。市が本事業を推進することで、マイバッグ、マイ箸等の利用促進に長く寄与し、一定程度の効果があつたものと考えられます。	B/b
	今後の課題等	くにたちカードは、地域に根差した市独自の経済的手法でしたが、国立市商工会が運営するくにたちポイント事業におけるポイント発行が2022(令和4)年3月に終了したため、本施策は2022(令和4)年度に廃止することとなりました。	
②販売店等での資源回	実施状況	2019(令和元)年11月から資源回収に取り組む事業者を国立市エコショップとして認定し、認定店については有料ごみ処理袋等の取扱に係る委託料を引き上げる制	

収の促進		度を開始しました。本制度を活用して販売店回収の一層の促進に努めました。また、認定店の取組状況を毎年ヒアリングし、認定店との連携を深めるとともに、認定店の取り組み内容を市報特集号で周知しました。2023(令和 5)年度にはエコショップの認定基準について、昨今の情勢に見合った内容に見直しました。	C/a
	今後の課題等	市報、ホームページ等で資源回収に積極的に取り組む事業者の情報を発信するなど事業者へのインセンティブを活かして認定店を増加させることや、店舗の回収体制や回収品目の拡大等の支援に努める必要があります。	

5)再生利用(リサイクル)

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①分別の徹底	実施状況	可燃ごみの中に多く含まれている資源化できる紙類や排出区分が複雑な容器包装プラスチックの分別について市報特集号やメール配信を活用して啓発しました。また、市内 3 駅にて時間を変えて駅頭広報活動を実施し、より多くの市民へ分別の徹底について周知しました。コンタクトレンズの空ケースやシャンプーボトル等の回収について民間業者と協定を結び、民間企業による自主回収の促進に努めました。	B/a
	今後の課題等	各種分別の徹底の促進のため、自治会をはじめとした団体等へミニ出前講座の開催や、市報や SNS を積極的に活用して啓発を継続する必要があります。また、民間事業者による自主回収を支援するなど連携体制を整える必要があります。	
②集団回収の充実	実施状況	資源回収奨励金制度について、集団回収実施団体及び回収量は減少傾向にあります。集団資源回収や販売店回収がない地域での資源物買取として個人からの新聞紙等の回収も継続して市で実施しました。	B/a
	今後の課題等	集団回収実施団体数や回収事業者数の維持または増加に努めることで、リサイクル意識醸成の促進に努める必要があります。	
③廃食用油回収の推進	実施状況	廃食用油は、市役所、環境センター及び富士見台第一団地内「プラムジャム」で拠点回収を行い、回収した廃油はインクなどに再生しました。	B/a
	今後の課題等	廃食用油の回収の水準を維持、拡充するため、回収拠点を整備して参加者を増やす必要があります。また、廃食用油の回収後のリサイクルルートについても広報の強化に努めていく必要があります。	
④生ごみや紙おむつの再資源化の検討	実施状況	参加対象世帯を限定のうえ可燃ごみのうち生ごみのみを分別して回収し、資源化(堆肥化)する生ごみ資源化事業を 2022(令和 4)年度 9 月より試験的に開始しました。回収実績として 2022(令和 4)年度は 1,310 kg、2023(令和 5)年度は 5,515 kgでした。生ごみからできた堆肥は参加世帯の希望者等へ配布しました。また、環境省において使用済み紙おむつの再整利用等の促進が検討され、資源化に取り組む自治体も現れています。	A/a

	今後の課題等	生ごみ資源化事業は参加対象世帯を拡大させ、焼却処理ではなく資源化する回収量の増加に努める必要があります。また、高齢者福祉施設などから排出される事業系の紙おむつの適正排出指導や家庭から排出される紙おむつの再資源化も他市の取組状況を参考に検討する必要があります。	
--	--------	---	--

(2)事業系ごみの減量化・資源化

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①事業系ごみの手数料の適正化	実施状況	国立市の事業系ごみ処理手数料は多摩地域の平均を下回り、多摩川衛生組合の構成市及び隣接市との比較においても低い料金設定であったため、2020(令和2)年4月より事業系ごみ処理手数料を27円/kgから42円/kgに見直しました。以降は、他市の手数料との均衡を維持しています。また、事業系有料ごみ処理袋の単価も、他市の手数料との均衡を維持することができています。	A/a
	今後の課題等	事業系ごみは自己処理が原則であることを踏まえ、事業系ごみ処理手数料は原価ベースでの価格設定を基本原則として、適切な水準を維持するとともに適正排出の指導を継続する必要があります。	
②啓発・指導の推進	実施状況	搬入物検査を実施し、分別徹底と適正排出の促進を呼びかけました。少量排出事業者に対し、排出の状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行ないました。また、多量排出事業者及び事業用大規模建築物所有者から廃棄物に関する計画の提出を受け、その中から任意に抽出した多量排出事業者の訪問調査を2020(令和2)年度から実施しました。	B/a
	今後の課題等	多量排出事業者及び事業用大規模建築物所有者が選任する管理責任者に対して排出事業者の組織的なごみ減量の取組みを啓発することや、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、市内事業者のごみの分別及び減量の徹底の指導を強化する必要があります。	
③減量化・資源化の促進	実施状況	食品関連多量排出事業者へ訪問調査の際には、生ごみの減量と食品リサイクルのメリットを説明しました。また、市役所と矢川保育園では生ごみ処理機で生ごみを処理し、給食センターでは国立市一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて食品リサイクルを行いました。市ホームページで紙ごみのリサイクルの促進を周知啓発しました。	B/a
	今後の課題等	周辺に食品リサイクルの処理施設が多くないことや焼却費用よりもリサイクル費用の方が高くなると思われることも踏まえつつ、細かく情報提供し、食品ロス削減の重要性が高いことから根気強くリサイクルの促進を呼びかける必要があります。同時に生ごみの減量や紙ごみのリサイクル促進など循環型社会形成の推進に向けて先進的な取組みについて情報収集に努める必要があります。	

④市管理施設での減量施策の強化	実施状況	庁内グループウェアにて事業所内のごみの分別基準の周知やごみの減量に取り組むよう啓発を行いました。市役所においては、特に可燃系資源物と機密書類(シュレッダーすべきもの)が多い傾向にありました。庁内メールや掲示板などの情報共有の際は、紙で印刷せず、回覧版機能を用いて少しでも削減できるように努めました。	A/a
	今後の課題等	庁内にゴミ減量対策のための組織を設け、各施設での減量目標の設定や実施状況の確認などを行うような体制づくりや業務の電子化を検討する必要があります。また、公共施設から出されるごみのリサイクル分別に向け、庁内通知を発するなどして、職員のごみに対する意識向上を引き続き、図っていく必要があります。	

(3)収集・運搬

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①効率的な収集体制の推進	実施状況	現行のごみ・資源の運搬体制は 1998(平成 10)年頃からほぼ変更なく集積所から収集する方法で行いました。2017(平成 29)年 9 月より家庭系ごみ処理袋の有料化が開始され、戸別収集にも柔軟に対応することで集積所件数が増加傾向にあります。収集体制を維持したことに加え、民間事業者との回収の取組を拡充に努めました。	B/a
	今後の課題等	店頭回収を実施するお店の利用を促進するなど、事業者との連携強化と市民への広報の充実を通じて、拡大生産者責任の周知をする必要があります。また、収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査を行い、必要に応じて収集品目、収集頻度や区域割りの見直しを検討する必要があります。なお、戸別収集が増加傾向にあるため、適正な収集体制を確保する必要があります。	
②収集運搬による環境負荷の低減	実施状況	収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、ごみ収集車や資源回収車による温室効果ガスの排出を抑制するため、低公害車の導入を継続して環境負荷の削減に努めました。2022(令和 4)年度に燃料の給油先である近隣のガソリンスタンドが閉鎖したため一部の低公害車の燃料給油が困難となりました。また同時期に新型コロナウイルス感染症の流行やウクライナ情勢等を起因とする半導体不足により新規車両の購入が困難であったため低公害車 100%継続には至りませんでした。	A/a
	今後の課題等	集積所件数は年々増加する中で走行距離は前年同水準を維持し、燃料使用量は減少傾向を維持するには、収集ルートの変更の効率化を検討する必要があります。また、引き続き収集車両の燃費改善による運搬コストの削減や環境負荷の軽減に努める必要があります。	

③安全かつ 安定的な収 集体制の確 保	実施 状況	ごみや資源物の収集体制は、民間業者による委託収集を継続しました。家庭ごみ有料化に伴い分別品目の見直しを実施し、電球や割れ物等については有害ごみ・危険物に分別することで混入による事故を防止することに努めました。スプレー缶やライター、リチウムイオン電池等の収集や処理施設での火災事故が全国的に問題となっているが、国立市に起因する火災事故は起きませんでした。収集車両の作業中の接触事故等(主に自損事故起)は毎年数件程度発生しました。	C/a
	今後の 課題等	収集運搬作業においては、交通法規等を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、委託事業者への指導を継続する必要があります。事故を未然に防止するため、市民に対して分別徹底や適正排出を周知し、安全かつ安定的な収集体制の確保に努める必要があります。	
④戸建住宅 における収 集方式の柔 軟な対応	実施 状況	戸建住宅のごみ集積所は、原則として複数世帯で1箇所としているが、カラス被害によるごみの散乱、集積所の管理に伴う近隣トラブル、高齢等の事情によりごみ出しが困難等を理由に戸別収集を希望する世帯が増加傾向にあります。また、家庭ごみ袋有料化に伴い集積所に限らずごみに関する様々な相談が増加傾向にあるため地域担当職員を配置し、新規の戸建住宅等で集積所を設けることが難しい場合は戸別収集とするなど柔軟に対応しました。	A/a
	今後の 課題等	地域担当職員の配置を継続して市民・事業者に対して迅速かつ柔軟な対応を行う体制を維持する必要があります。相談があった際は、原則訪問して現状を把握し、立地事情や収集効率を考慮しながら柔軟に対応する必要があります。	
⑤ごみ出し 困難者への 支援の検討	実施 状況	高齢者のみの世帯は増加傾向にあります。高齢等の事情によりごみ出しが困難な世帯に対しては、ヘルパー等が事前にごみを排出して当日の収集品目を選んで収集するなど柔軟に対応しました。また、市の福祉関係部署と連携を強化し、個別の事情に適した柔軟な対応をしました。	A/a
	今後の 課題等	今後も高齢者のみの世帯は増加傾向が予想されるため、市の福祉関係部署との連携を密にしてごみ出しが困難な高齢者やしょうがいをお持ちの方等のニーズを的確に受け止め、支援体制の充実を図る必要があります。	
⑥新型コロ ナウイルス 等の感染症 への対策	実施 状況	2020(令和2)年度に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されました。国や東京都の動向を基に感染者の家庭ごみの排出方法を市ホームページや市報等を活用し周知するなど、収集作業員等の感染防止を徹底することで、廃棄物処理事業を遅滞なく継続することが出来ました。	A/a
	今後の 課題等	新型コロナウイルス感染症の流行など、未曾有の事態が発生した場合に廃棄物処理事業の安定した運営ができるような体制を引き続き整える必要があります。	

(4)中間処理

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①適正な中間処理と安定的な管理運営	実施状況	可燃ごみの焼却処理を行うクリーンセンター多摩川について、多摩川衛生組合及び他の構成の3市と協力しながら、ごみの適正な処理と施設の安定的で安全な運営に努めました。可燃ごみの焼却処理を行うにあたっては、クリーンセンター多摩川が所在する稲城市や稲城市民のご理解があることを踏まえて、市民に対して処理実績を広報することにも努めました。また、不燃ごみ等の選別、破碎等を行っている環境センターの安定的な運営に努めるとともに適正な中間処理を維持しました。	B/a
	今後の課題等	クリーンセンター多摩川においては、ごみの焼却熱を利用した発電及び余熱の有効利用を引き続き図る必要があります。環境センターにおいては、各処理工程の処理対象物の量や質の推移を見ながら効率化を検討するなど今後も適切な施設運用に努める必要があります。	
②再資源化の推進	実施状況	総資源化量・総資源化率ともに、おおむね横ばいで推移しており、多摩地域の平均と同程度の水準を維持しました。2022(令和4)年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、同法に基づきプラスチックのさらなるリサイクルの推進に努めました。さらに、2023(令和5)年度にはEPR(拡大生産者責任)の観点から民間事業者と連携し、ペットボトルの水平リサイクルなどの高度なリサイクルを開始しました。	B/a
	今後の課題等	プラスチック類のリサイクルに関する取組みの推進や民間事業者との連携強化に努める必要があります。同様に不燃ごみ、資源物、有害ごみ等についても適切に選別し、再資源化の推進に努め、新たな再資源化について調査研究を進める必要があります。	
③中間処理施設の延命化等	実施状況	クリーンセンター多摩川については、2026(令和8)年度を目途に施設長寿命化事業に着手しています。なお、ごみ処理焼却処理施設等の改良工事は、2023(令和5)年度から2025(令和7)年度の3ヵ年で実施していく予定です。また、国立市環境センターについては、2014(平成26)年度に外壁等の大規模改修工事を行いました。それ以降、建物について大規模改修工事は行っていません。ごみ処理設備機器については、機器の更新等を行っておらず、部品の交換や修繕で対応しました。また、ごみ処理設備機器の現況を把握するために基礎調査を行いました。	B/a
	今後の課題等	経年劣化に適切に対応し、安定的な維持管理運営に努める必要があります。加えて、国立市環境センターについては、建物の目標使用年限まで施設を概ね稼働させるため、ごみ処理設備機器の現況を踏まえて維持管理に必要な項目を整理し、今後も適正な運営を継続していく必要があります。	
④処理困難物、感染性廃棄物等の適正処理の	実施状況	市で処理できない困難物、法律等により回収が義務付けられているもの、家庭で発生する注射針などの感染性廃棄物については、処理ルートや引取先の周知などを徹底し、適正な処理の促進に努めました。2022(令和4)年度には処理困難物であったアスベストを使用した珪藻土製品の処理ルートを確立しました。	B/a

促進	今後の課題等	不適正排出に関して、適正な排出方法を市報等で周知する必要があります。また、不燃ごみ等に処理困難物が混入している場合や不適正排出が発見された際は、排出者を特定し、個別の指導を継続する必要があります。処理困難物について、市で処理ができるよう新たな処理ルートの開拓に努める必要があります。	
⑤非常時における相互支援	実施状況	環境省や東京都主催の情報交換会等に参加し、近年の災害で発見された課題の学習や、他自治体の状況について情報収集を行いました。また、庁内の関係部署との連携を見据えて庁内検討会で意見等を集約し、国立市総合防災計画で掲げる「災害時ごみ・がれき処理マニュアル」の内容を含む「国立市災害廃棄物処理計画」を2021(令和3)年度に策定しました。日頃から災害に備えることを目的として市民向けのハンドブック作成や市民ワークショップの開催を行うなど啓発に努めました。現在、多摩地域における各自治体及び一部事務組合において広域支援体制実施協定を結んでおり、非常時に対応できるようにしています。	B/a
	今後の課題等	非常事態時や災害発生時に、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努める必要があります。また、「災害ごみ」の処理等について、市民等に対して分かりやすい啓発を行う必要があります。	

(5)最終処分

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
①焼却残灰排出量の削減	実施状況	最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め25市1町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行いました。2006(平成18)年7月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取組みも進んだこともあり、埋め立ては行われていません。国立市は2010(平成22)年度から埋立ごみゼロを現在まで継続しています。また、東京たま広域資源循環組合との連携により、生産されたエコセメント製品は国立駅周辺整備などの公共工事で使用するなど利用促進の周知に努めました。	B/a
	今後の課題等	可燃ごみの削減に積極的に取り組み、焼却残灰排出量の減少を継続する必要があります。また、二ツ塚処分場で製造されたエコセメントの利用促進の啓発やエコセメントの利用状況を市民へ周知する必要があります。	

(6)制度、施策の充実等

施策の項目	実施状況、今後の課題等		実施状況評価/ 継続性評価
① 市民・事業者との協働の推進	実施状況	環境フェスタくにたち、市内一斉清掃(ごみゼロ運動)やクリーン多摩川国立などのイベントでは、市民・事業者や廃棄物減量等推進員らと協働し、ごみの分別やごみ減量等の周知と市内環境美化に取り組みました。また、ごみ問題審議会では一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分その他循環型社会の形成推進に関する事項についての答申や提言を踏まえ、ごみ処理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しました。	B/a
	今後の課題等	市民・事業者と協働してポイ捨てや不法投棄の減少、ごみの減量につながる取組みの推進や、第3次基本計画の各種施策を推進するにあたっては、市民・事業者・市の三者が相互に協力し、基本計画の推進に向けて連携しあう場づくりを検討する必要があります。また、地域コミュニティを活用し、市内環境美化推進に努める必要があります。	
②啓発の推進	実施状況	2014(平成26)年度に試験的に「くにたちごみ減量ニュース」としてごみ減量課発行のお知らせを全戸配布しました。現在では国立市のごみ量の実績などを年1回市報特集号として全戸配布しています。また、市ホームページ、メール配信やSNS(Twitter等)を活用して情報発信を積極的に実施し啓発推進に努めました。	B/a
	今後の課題等	転入者や高齢者等への対応の強化や、生活者としての大学生等に向けてオリエンテーション等を利用したごみの分別・減量等の啓発を行うなど、市から発信する情報等の伝達方法の改善を検討する必要があります。また、学生の卒業などの引越し時に排出される家具類のリユースへの呼びかけや、適正な処分方法についても啓発を行う必要があります。	
③環境学習等の充実	実施状況	国立市環境センター、稲城市にあるクリーンセンター多摩川、日の出町にある二ツ塚処分場を中心に施設見学会を実施しました。施設見学会の申込は、小・中学校や自治会等の団体が多くごみ処理現場の実態を見学することでごみ減量への意識の向上を図りました。また、ごみに関する出前講座「わくわく塾」、ミニ出前講座を通して、ごみの分別の徹底とごみ減量の啓発を行いました。未来を担う子どもたちへの環境教育として、教育機関と連携し、出前授業等を実施しました。さらに、環境フェスタくにたちや地域のイベントで分別クイズやごみ減量クイズなど娯楽性のある催しを行い、日頃のごみに関する疑問を気軽に聞ける場の設定や、ごみに関する知識を楽しみながら認識してもらえるような仕掛けづくりに努めました。	

	今 後 の 課題等	施設見学会について、より多くの市民・事業者に参加していただくため、参加者の要望に沿った新たな見学先の確保や、夏休み時期の開催など参加しやすい状況の整備の検討をする必要があります。また、近年は食品ロスや海洋プラスチック汚染など、ごみと関わりがある問題への関心が高まっているため、時代の変化を捉えた問題の啓発をする必要があります。わくわく塾、出前講座や出前授業については、市民に関心を持ってもらえるよう新しい講座の追加や分かりやすい内容に適宜変更していく必要があります。	B/a
④拡大生産者責任の明確化	実施状況	生産者や販売者に対して流通や販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取り組みや自主的な回収を促すために、他自治体や各種団体等と連携し、全国都市清掃会議や全国市長会を通じて国や東京都へ要請を行うとともに、事業者との定期的な情報交換関係の構築に努めました。また、民間企業による自主回収の取り組みを促進するため民間企業と協定締結をして、コンタクトレンズ空ケースの回収、シャンプーボトル等の回収やペットボトルの水平リサイクルに取り組みました。これらの取り組みについて市報特集号等を活用して市民や市内事業者へ周知しました。	B/a
	今 後 の 課題等	全国都市清掃会議や全国市長会を通じて、国や東京都へ拡大生産者責任の制度化を要請していく必要があります。また、事業者・消費者団体・市の三者による情報交換を定期的に行うことを検討する必要があります。	
⑤不法投棄対策の推進	実施状況	不法投棄を防止するため看板の設置や提示などで抑止を図るとともに、発生した場合は警察と協力して迅速に対応しました。不法投棄件数は毎年減少傾向にあります。また、たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、犬のふんの放置についても、市民へ看板配布や地域パトロールの実施などにより抑止を図り、市内の環境美化の推進に努めました。	B/a
	今 後 の 課題等	不法投棄の多発する地域があった場合には、パトロールに加えて戸別収集に切り替えるなど迅速かつ柔軟に対応することで不法投棄をさせない環境づくりを努めていく必要があります。	
⑥資源物の持ち去り対策の推進	実施状況	2017(平成 29)年 1 月 1 日から資源物の持ち去りの禁止を規定した条例を施行し、新聞紙の収集日には地域パトロールを根気強く実施しました。また、販売店回収や集団回収の推進を市ホームページや全戸へ配布するごみの分け方・出し方カレンダーに掲載するなどして周知しました。これらの取り組みを継続したことや古紙買取価格の下落等の外的要因もあり、持ち去り行為の大幅減少に繋げることができました。	

	今 後 の 課題等	資源物の持ち去り行為の根絶を目指して地域パトロール等を継続すると同時に、販売店回収や集団回収の推進をすることで、持ち去る物を減らし、持ち去り行為を未然に防ぐことに努める必要があります。	B/a
⑦家庭ごみの有料化	実施状況	第 9 期ごみ問題審議会において、2016(平成 28)年 4 月末に「家庭ごみ有料化の制度設計について」の最終答申が提出され、2017(平成 29)年 9 月 1 日より家庭ごみ処理袋有料化は開始されました。2018(平成 30)年度の 1 人 1 日当たりの家庭系のごみ量(565.6 g)は、2016(平成 28)年度(638.5 g)と比べて約 11%減り、大きなごみ減量効果が認められました。	B/a
	今 後 の 課題等	家庭ごみの有料化は市民に継続的な金銭的負担を求める施策であるため、市報特集号等を活用して市民に対してごみ処理袋等の手数料収入の使途を情報公開し、国立市の清掃関連事業の状況を引き続き伝える必要があります。また今後も循環型社会の形成に向けて、他市との均衡を図りながら、有料ごみ処理袋の手数料設定や排出方法・頻度などについて適宜見直しを検討する必要があります。	

5. 国や東京都の動向

(1)国際的な動向

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて、2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。「廃棄物の大幅な削減」、「食品ロスの削減」、「海洋ごみの削減」など、廃棄物処理に関係した目標が定められています。

また、2016(平成 28)年 11 月には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が発効されました。2021(令和 3)年 10 月の閣議決定で、我が国は温室効果ガスの排出量を、2030(令和 12)年までに 2013(平成 25)年度水準から、46%削減し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しています。廃棄物処理では、温室効果ガスである二酸化炭素が排出されることから、二酸化炭素の削減に考慮していく必要があります。

(2)国の廃棄物行政の動向

国は、2024(令和 6)年 5 月に第六次環境基本計画を策定しました。目的を「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現と明記し、国民一人一人に寄与する姿勢を明確化しました。

また、第五次環境基本計画に引き続き、SDG s の考え方を活用しながら分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定しています。重点戦略の展開にあたっては、あらゆる関係者との連携(パートナーシップ)を重視

し、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し、支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指すとしています。

2018（平成 30）年 6 月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。持続可能な社会づくりとの統合的取組みとして、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上していくことを掲げており、その実現に向けて概ね 2025（令和 7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

食品ロスに関して、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、次いで 2020（令和 2）年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この基本方針においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とするともに、家庭系・事業系ともに 2000（平成 12）年度比で 2030（令和 12）年度までに食品ロスを半減させることが数値目標として掲げられています。

(3)東京都の廃棄物行政の動向

東京都は、2021（令和 3）年 9 月に都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画（2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度）」を策定しました。2030（令和 12）年度に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿を示しています。廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを 3 本の柱として掲げています。

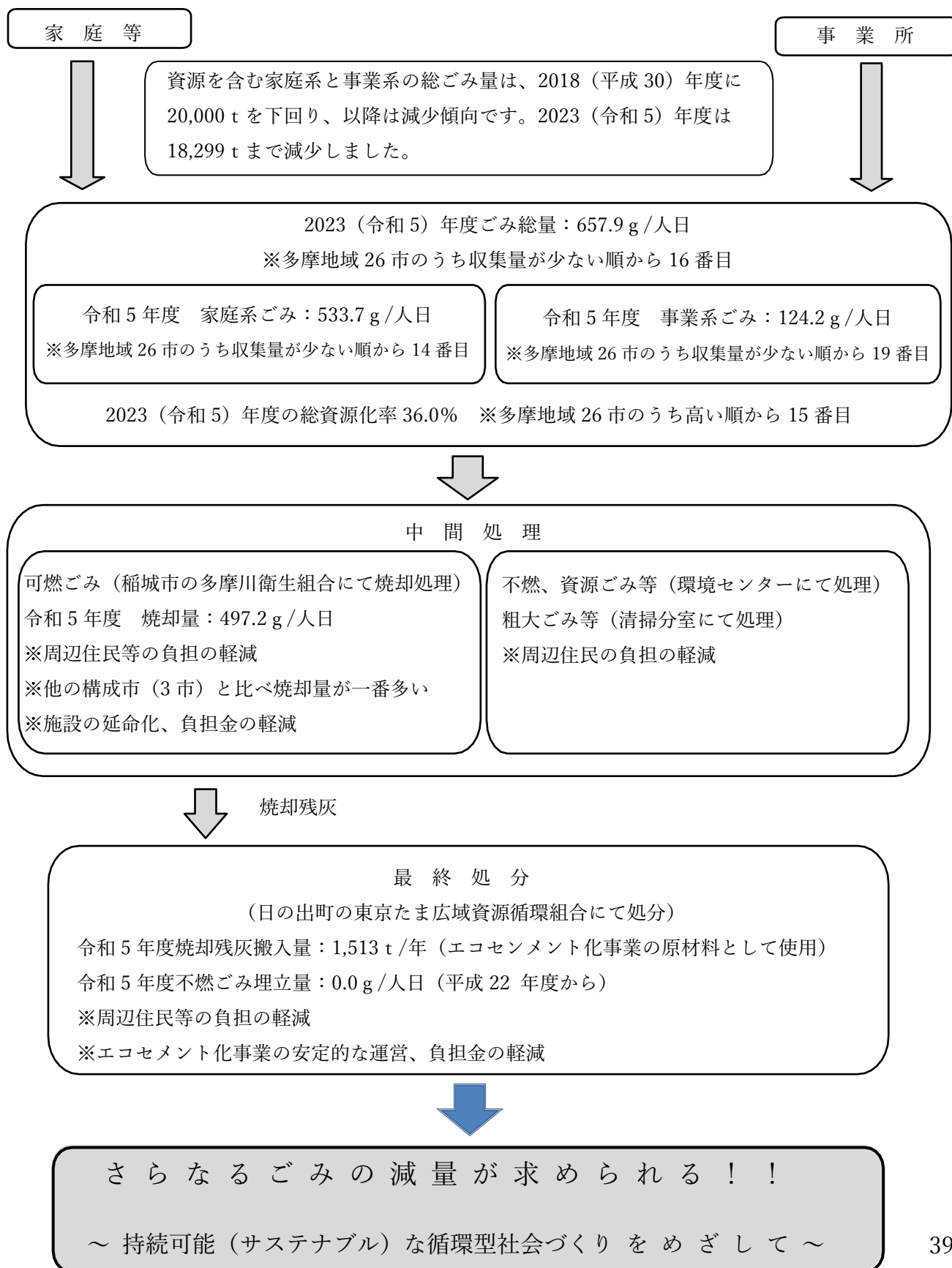
さらに、2019（令和元）年 12 月に策定した 2050（令和 32）年に CO2 排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」の実現のためには、2030（令和 12）年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要とし、2030（令和 12）年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しました。

食品ロスに関して、国が策定した食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取り組みを推進することとしています。

災害廃棄物においては、2017（平成 29）年 6 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定しました。しかし、大型台風による被害が発生していることや首都直下型地震等による被害想定の見直しがあったため、2023（令和 5）年 9 月に改訂されました。

6. 現状における課題のとりまとめ

現状における課題をとりまとめますと、次のようなフローが描かれ、基本計画で示されている持続可能な循環型社会づくりを目指すべく、さらなるごみの減量が求められます。



第5章 持続可能(サステナブル)な循環型社会づくり

国は 2050 年までに温室ガスの排出をゼロにする「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、国立市においても「2050 年カーボンシティ宣言」を表明しています。

また、国立市は持続可能（サステナブル）な循環型社会の形成に向け取り組みを進め、市から排出されるごみを着実に減らしています。循環型社会形成の推進は、消費の抑制を図る「天然資源」の化石由来の燃料も含まれていることから、地球資源の枯渇の軽減や地球環境の保全、或いは脱炭素社会の実現にもつながります。

一方で、国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として処理施設を他の自治体に依存しています。中間処理施設と最終処分場の延命化等や周辺住民の負担軽減、また循環型社会の形成に向けて、ごみ発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取り組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかなければならない状況といえます。これまで培ってきた 5R 推進の施策を基本に、持続可能で着実なごみ減量と資源化の取り組みを進めてまいります。

1. ごみ排出抑制(5R)×Responsibility(レスポンシビリティ)の推進

減量の取組みによって、家庭系ごみは減少傾向にありますが、多摩地域 26 市と比較すると排出量は中位であり、家庭系可燃ごみの中の多くを占める厨芥類と紙類の状況からもライフサイクル全体での徹底的な減量、資源化を進める必要があります。

「生ごみをひと絞りする」、「むだに買わない」、「食べることができる分だけにする」といった少しの行動の変化でも、多くの市民が実行すれば確実にごみの減量につながり、環境負荷の抑制になります。

また、今までの 5 R を基本に、第三次本計画では排出者責任及び拡大生産者責任を指す「Responsibility」（レスポンシビリティ）を新たに加え推進します。生活全体においてごみ減量の意識のさらなる浸透、推進を図り、実践を通してのごみの排出量の減量と資源の有効利用が進むことで、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向け進めていきます。

- ① 発生抑制（Reduce（リデュース））
- ② 再使用（Reuse：リユース）
- ③ 直す（Repair：リペア）
- ④ 戻す（Return：リターン）
- ⑤ 再生利用（Recycle：リサイクル）



責任：Responsibility¹
(レスポンシビリティ)

2. 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

多摩地域 26 市の中で比較すると 1 人 1 日あたりの排出量は中位となります。また、2020（令和 2）年度に事業系のごみ処理手数料の改定を行ったこと及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業の冷え込みから、事業系ごみ量は一時減少していましたが、徐々に感染症拡大前まで戻ってきています。今後の事

業系ごみ量の推移や排出状況に努めるとともに、事業者によるごみ排出の抑制や適正処理が推進されるよう、排出指導を行うなどの施策を進める必要があります。

3. 循環型社会づくり・脱炭素社会づくりの総合的な取組みの推進

中間処理として多摩川衛生組合での焼却処理により発生するエネルギーや焼却残灰を有効利用し、循環型社会を構築するとともに、処理するごみ量を減らすことにより、二酸化炭素などの温室効果ガスの発生量の削減を行っていきます。

また、最終処分としてエコセメント化事業により、焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルしていますが、安定したエコセメント化事業の稼働も重要となります。

さらに、焼却の中間施設、最終処分場の設置を他の自治体に依存していることから、主体的にごみの減量、資源化を推進していきます。

4. 安全かつ安定的な処理、処分の取組みの推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の実施にあたっては、環境への配慮と安全かつ安定的なごみ処理、処分の取組みを推進します。

東日本大震災や気候変動による風水害などにおいては、大量の災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。これらを踏まえ、2021（令和3）年2月に策定しました国立市災害廃棄物処理計画を推進し、災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を始め、環境保全と安全かつ安定的な処理、処分の取組みを推進していきます。

また、不法投棄、不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、市民、事業者、市が協力し合い取組みを進める必要があります。

5. 食品ロス削減の推進

「食品ロス」とは、本来食べられるのにもかかわらず廃棄処分されているものであり、食品の生産、製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。

当市では、食品ロスの削減の推進に関する法律等を踏まえ、国立市域から発生する一般廃棄物（家庭系）の可燃ごみ（厨芥類）の組成がまだまだ多いことから、2024（令和5）年4月に「国立市食品ロス削減推進計画」を策定しました。計画期間は2024（令和5）年4月から第3次循環型社会推進基本計画が始まるまでの2027（令和8）年3月までとし、食品ロス削減等の社会的課題へ取り組んできました。

計画期間は満了しましたが、第3次国立市循環型社会形成推進基本計画に食品ロス削減等に関する取り組みにおいても基本的に継承し、さらなる食品ロスの削減等を推進していきます。

第6章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

1. 将来人口

国立市総合基本計画における将来人口の推計結果に基づく将来人口は次のとおりです。

表 6-1

(単位：人)

年度	2020 令和 2 実績	2025 令和 7 推計	2030 令和 12 推計	2035 令和 17 推計	2040 令和 22 推計
将来人口	76,280	76,072	75,781	75,276	74,469

※各年 1 月 1 日時点 国立市第 5 期基本構想第 2 次基本計画より

将来人口の推移

(単位：人)

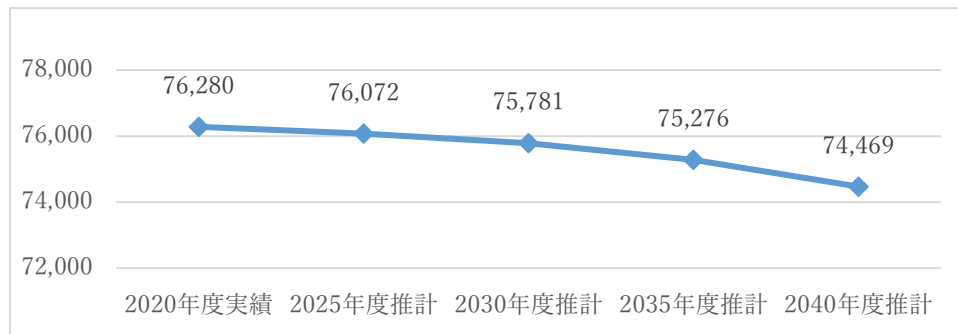


図 6-1

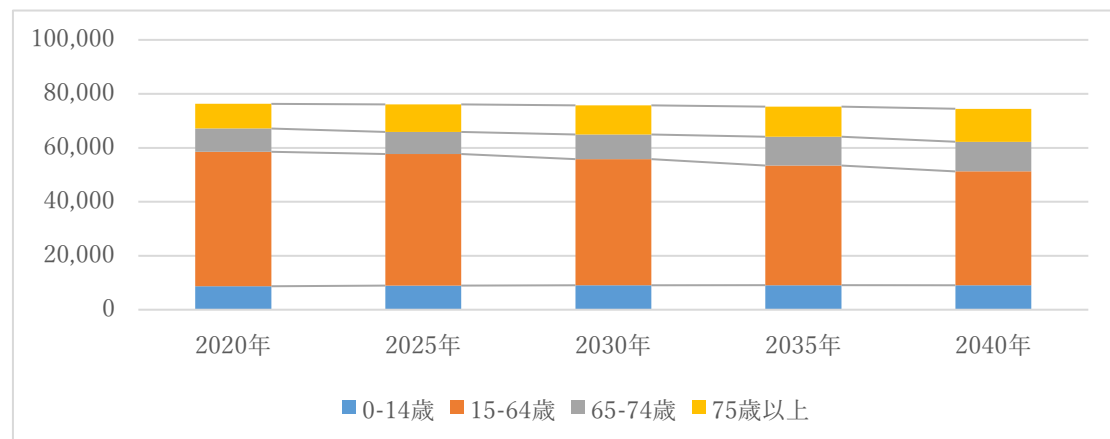
表 6-2

(単位：人)

年度	2020 令和 2 実績	2025 令和 7 推計	2030 令和 12 推計	2035 令和 17 推計	2040 令和 22 推計
0-14 歳	8,682	8,880	9,026	9,092	9,001
15-64 歳	49,842	48,824	46,795	44,349	42,243
65-74 歳	8,611	8,152	9,113	10,679	10,996
75 歳以上	9,145	10,216	10,847	11,156	12,229
計	76,280	76,072	75,781	75,276	74,469

国立市の年代別人口推計

(単位：人)



2. 産業構造の推移

図 6-2

事業所の推移は、総数としては 2,637 事業所で 2012 (平成 24) 年と比べて 3 事業所の減少にあります。

内容としては、第二次産業では特に製造業が 15 事業所減りました。第三次産業では卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業が減少する一方で医療・福祉系が大きく増加しています。

表 6-3 事業所数の推移

	産業大分類	2012(平成 24)年調査	2021(令和 3)年調査	増減等
第一次産業	農業・林業	1	2	1 増
	漁業	1	0	1 減
計		2	2	
第二次産業	工業、採石業、砂利採取業	0	0	－
	建設業	173	166	7 減
	製造業	70	55	15 減
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	2 増
	情報通信業	59	60	1 増
	運輸業、郵便業	52	52	－
計		355	336	19 減
第三次産業	卸売業、小売業	639	574	65 減
	金融業、保険業	20	21	1 増
	不動産業、物品賃貸業	308	310	2 増
	学術研究、専門・技術サービス業	147	169	22 増
	宿泊業、飲食サービス業	352	311	41 減
	生活関連サービス業、娯楽業	243	225	18 減
	教育、学習支援業	150	160	10 増
	医療、福祉	264	369	105 増
	複合サービス事業	12	14	2 増
	サービス業（他に分類されないもの）	148	146	2 減
計		2,283	2,299	16 増
総数		2,640	2,637	3 減

※「2021（令和 3）年経済センサス-活動調査」2024（令和 6）年 8 月現在

3. 具体的な数値目標

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行い、最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っており、他の自治体に依存している状況にあります。

これまで様々な取組みを展開し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただいているところではありますが、同じ状況下にある多摩地域各市と比べると、ごみの減量の取組みをさらに推進する必要があります。

本基本計画を達成するために、現状において早急な対応の必要のあるごみ減量に向けて、多摩地域の自治体の取組みや市内から収集されるごみの組成などの現状を見据えて、目標数値を設定します。

目標として 2023（令和 5）年度を基準にして、1 人 1 日当たりのごみ量（原単位）を毎年 1 % ずつ減量（前年度より 1 % ずつ減量）していき、本計画における 2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間で約 10% を減量していくことを目標とします。

(1) 総ごみ排出量(ごみ・資源物総量)の目標

表 6-4

年度	2023 令和 5 実績	2030 令和 12 目標	2035 令和 17 目標
総ごみ排出量	688.3g/人日	640.3g/人日	610.5g/人日
	19,142t/年	17,711t/年	16,820t/年

※2023（令和 5）年度を基準年度とする。

総ごみ排出量には、収集、持込みによるごみの排出量と資源物排出量、さらに集団回収量が含まれます。ごみの排出は減量目標であり、集団回収を含めた資源物は増量目標であることから、合算すると減量、資源化の努力が見えにくくなりますので、1 人 1 日当たりの総ごみ排出量を例に次のように区分します。

表 6-5

① ごみ（収集、持込みによる可燃、不燃、粗大、有害ごみ）

年度	2023 令和 5 実績	2030 令和 12 目標	2035 令和 17 目標
1 人 1 日当たり ごみ量	496.2g	458.4g	435.9g

表 6-6

② 資源物（収集による資源ごみと集団回収量）

年度	2023 令和 5 実績	2030 令和 12 目標	2035 令和 17 目標
1 人 1 日当たり ごみ量	192.1g	181.9g/人日	174.6g

(2)分類別ごみ処理量の目標

表 6-7

年 度	2023 令和 5 実績		2030 令和 12 目標		2035 令和 17 目標	
	1人1日当たり ごみ 量	総ごみ量	1人1日当たり ごみ 量	総ごみ量	1人1日当たり ごみ 量	総ごみ量
可燃ごみ量	451.1	12,546	414.2	11,458	394.0	10,854
不燃ごみ量	22.5	627	21.8	604	20.8	572
粗大ごみ量	21.6	600	21.5	591	20.3	560
有害ごみ量	1.0	27	0.9	25	0.8	24
小 計	496.2	13,800	458.4	12,678	435.9	12,010
資源ごみ量	161.8	4,499	154.8	4,283	147.3	4,058
集団回収量	30.3	843	27.1	750	27.3	752
小 計	192.1	5,342	181.9	5,033	174.6	4,810
合 計	688.3	19,142	640.3	17,711	610.5	16,820
人 口	75,992		75,781		75,276	

(単位：1人1日当たりごみ量(g/人日)、総ごみ量(t/年)、10月1日現在人口(人))

(3)総資源化率の目標

各種目標数値により算出された総資源化率を目標値とします。5年後の2030(令和12)年度の目標数値は、2020(令和2)年度対比1.0ポイント増の38.7%を目標値として設定し、10年後の2035(令和17)年度の目標値は、2020(令和2)年度対比1.2ポイント増の38.9%を目標値として設定します。

なお、推計値及び目標値は推計人口から総ごみ量を算出し、各種ごみの割合をもとに試算しているため資源ごみ量は減少すると見込まれます。

表 6-8

(単位：g/人日)

年度	総ごみ量	集団回収	資源ごみ	収集後資源化	総資源化量計	総資源化率
2013(平成25)	835.8	48.6	169.7	79.2	297.6	35.6%
2020(令和2)	734.5	36.7	158.5	81.7	276.9	37.7%
2025(令和7)推計	671.6	26.8	162.8	69.2	258.8	38.5%
2030(令和12)目標	640.3	27.1	154.8	66.0	247.9	38.7%
2035(令和17)目標	610.5	27.3	147.3	62.9	237.5	38.9%

(4)最終処分量ゼロの維持

2006(平成18)年7月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料として全量をリサイクルするエコセメント化事業を開始しました。不燃ごみについて、構成自治体のリサイクルの取組みも進み、現在二ツ塚処分場への搬入はありません。なお、2010(平成22)年度からは国立市の埋立ごみの搬入はありません。

今後も継続し、東京たま広域資源循環組合や東京都等との連携・協力により、エコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

第7章 循環型社会形成のための具体的な取組み

1. 各主体の役割分担と責任(Responsibility)

本基本計画の基本方針を実現し、循環型社会を形成するためには、市民、事業者、市が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組みを行い協働することが重要です。また、これからの10年間もそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

【市の役割・責任】

市内におけるごみの排出抑制に関し、計画の策定や各施策の実施、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民の自発的な取組みを促進します。また市内で発生した廃棄物に対する処理責任を果たすこととします。

- ①一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ②計画の基本方針や目標を達成するための各施策を確実に実施する。
- ③一般廃棄物のより一層の安全かつ安定的な処理を行う。
- ④市民、事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・ごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。
- ⑤ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学などを通じた環境学習を行う。
- ⑥廃棄物処理業者等の指導や育成を行う。
- ⑦拡大生産者責任の強化に関して要望を通じて働きかける。
- ⑧自らも事業者として循環型社会の形成に向けた取組みを行う。

【市民の役割・責任】

市民は、自らの行動によってできるだけ廃棄物の発生を抑制するように努めます。また、食材についてもできるかぎり食べ残しなどが出ないように心がけることとします。また一人一人が排出者としての自覚・責任を持ち、分別の徹底などにより、資源化・適正処理に向けた取組みに協力します。

- ①商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に心がける。
- ②商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用するよう心がける。
- ③可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルに心がける。
- ④ごみの排出に当たっては、減量化や分別に努めるとともに、適正なルートでの排出を心がける。
- ⑤地域での資源集団回収への協力、販売店への返却、不用品の売却や交換に心がける。

【事業者の役割・責任】

事業者は製造・販売したものが廃棄物となることを考え、再資源化しやすい製品設計を行うこととします。また、EPRの観点から自主回収を行い、循環型社会形成に寄与するように努めることとします。また、排出者として最終処分まで責任を持ち、適正処理を推進する責任があります。

- ①環境に配慮した事業活動に努め、自ら排出するごみの発生抑制に努めるとともに、自らの責任においてごみの適正な処理を行う。

②製造事業者等は、拡大生産者責任を踏まえ事業活動に伴う環境負荷の低減に努める。

環境配慮設計の徹底、繰り返し使用できる製品への転換、簡易包装の推進、リサイクルの推進など

③小売事業者は、消費者に近い事業者として一般廃棄物の削減にかかる取組みへの貢献に努める。

レジ袋の削減、リユース、リサイクル製品の積極的な販売、量り売り等の推進、簡易包装の推進、店頭回収、マイバッグの奨励など

④廃棄物処理業者は、廃棄物を貴重な資源として捉え循環利用に努めるとともに、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の高度化に努める。

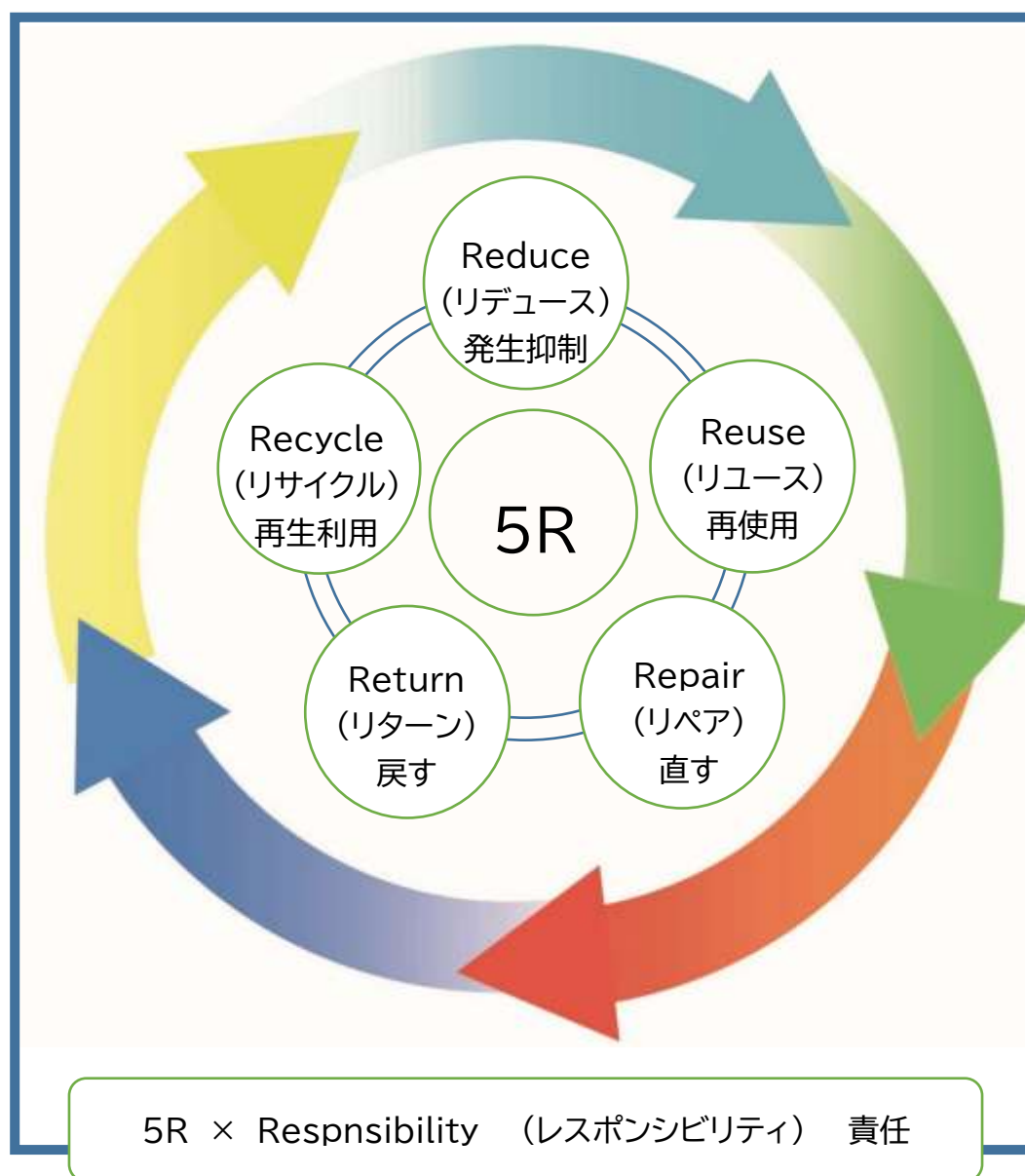


図 7-1

2. 施策の体系

循環型社会形成のための取組みの方向、各主体の役割分担を踏まえ、この基本計画を具現化していくために施策の体系を設けます。なお、廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用が行われないものについては、④適正な処分を行うとされており、ごみの排出抑制は最優先に検討すべきものと考えます。

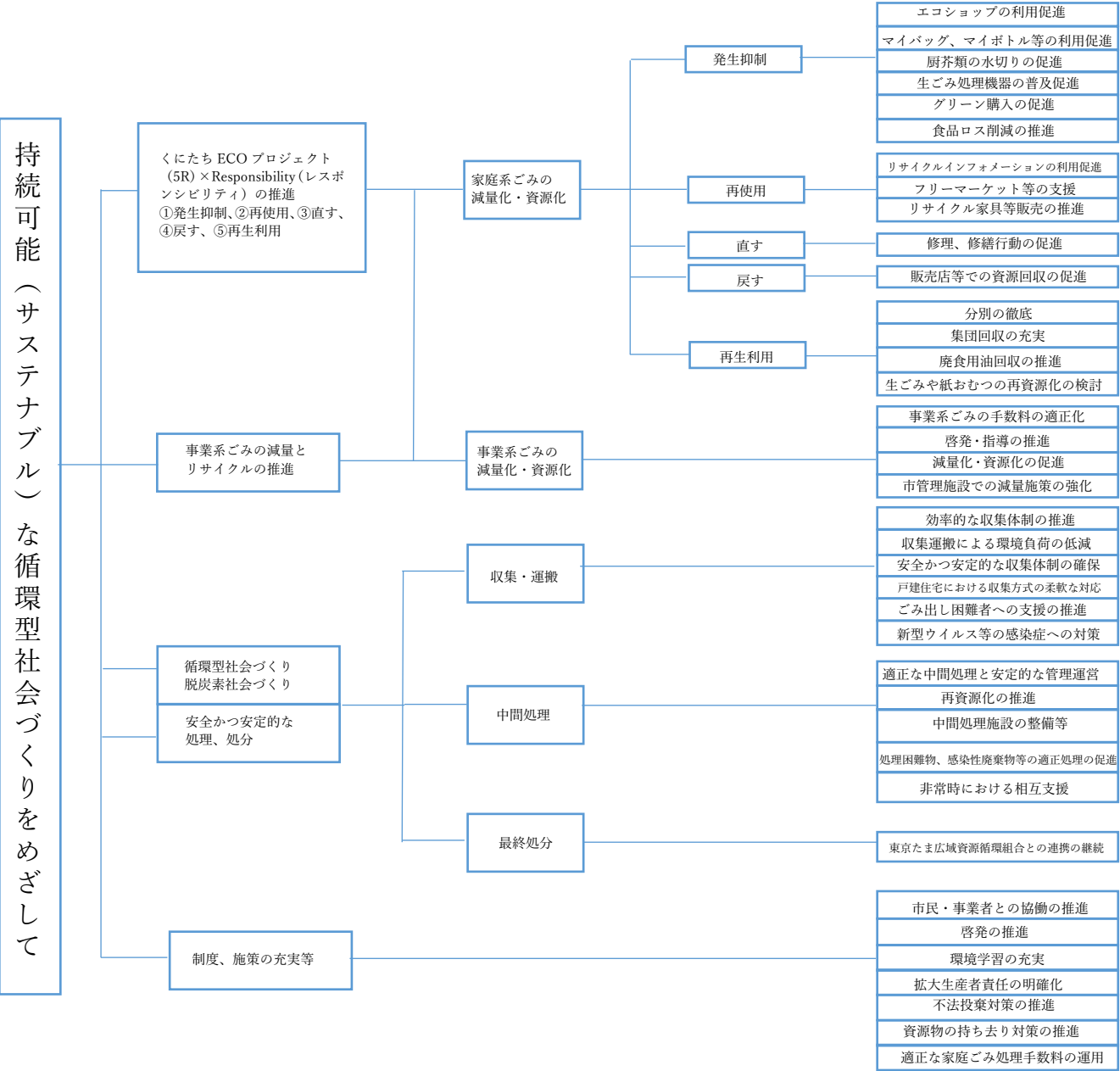


図 7-2

3. 具体的な施策

(1)家庭系ごみの減量化・資源化

①発生抑制(リデュース)

(ア)エコショップの利用促進

市民が不必要と考えていても、店頭で商品が過剰に包装されていると、結局はごみとなるものを購入せざるを得ません。このような過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の推奨や資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量協力店」として認定していました。2023（令和5）年12月には、食品ロスの削減に取り組むことなどを新たに認定要件として追加し、ごみ減量協力店は「国立市エコショップ制度」と統合することで小売店等についても「エコショップ認定店」として認定しました。

また、買い物の時から循環型社会の形成を推進するために「エコショップ認定店」をホームページで公表し、利用の促進を呼びかけや認定店の拡充を図るとともに、各店での取組成果を公表するなどの仕組みづくりを行います。

(イ)マイバッグ、マイボトル等の利用促進

すぐにごみになるもの、不要なものは断るという行動を広げるためにマイバッグの持参やマイボトル等の利用の促進を呼びかけます。

10月はリデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R推進月間）です。市民及び事業者に対し、3R（廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に関する理解と協力を求めるために、これまでも小売店舗、市民との協働で実施しているマイバッグキャンペーンを実施しています。

また、毎月5日を「レジ袋NOデー」と定めて、マイバッグキャンペーンの継続強化と合わせて積極的な啓発を進めることとします。

さらに、2022（令和4）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も踏まえ、スプーンやフォークなどのワンウェイプラスチックのリデュースの推進に努めます。

(ウ)厨芥類の水切りの促進

2023（令和5）年度の組成分析では、家庭系可燃ごみの中には厨芥類（生ごみ）が35.0%含まれています。生ごみの大部分が水分ですので、生ごみの水分が多いとごみ自体の重量が増すこととなり、さらに焼却処分する際に大変効率が悪くなります。

「生ごみは一絞りして水切りを行う」という啓発を引き続き強化するとともに、「食材を多く買いすぎない」、「食べ残しをしない」といったエコ・クッキングの工夫や発生抑制の啓発を進めます。

エコ・クッキング

エコ・クッキングは東京ガス（株）の登録商標です。

環境のことを考えて、買い物、料理、片付けをすること。例えば、余分なものを買わない、まだ食べられる食品を捨てない、作り過ぎない、野菜の皮などを捨てずに活用する、残り物を別の料理にアレンジする等を実践することで、環境負荷の低減につながる。

(エ)生ごみ処理機器の普及促進

1992（平成4）年度から生ごみ堆肥化容器購入費の助成をはじめ、これまでの助成等を行ったごみ処理容器等の台数の累計は2023（令和5）年現在2,588台となりましたが、普及率としては約6.6%であり、さらなる普及拡大が求められます。

特にミニ・キエーロは、国立市版仕様であり使用も簡易であるため、さらなる普及拡大を進めます。

表 7-1 生ごみ処理容器等普及実績

（単位：件、他）

年 度	助成事業		公民館講座	無償提供 (モニター事業)	年度合計	累計	普及率	無償提供 (モニター事業)
	堆肥化容器 コンボ スト	電動処理機	バクテリア de キ エーロ	ミニ・キエーロ				アスカマン
2014 以前 合計	1,002	505	72	137	1,716	1,716	約 4.8%	148
2015	9	-	6	99	114	1,830	約 5.0%	31
2016	3	-	-	159	162	1,992	約 5.4%	33
2017	6	-	-	225	231	2,223	約 6.0%	31
2018	1	-	-	91	92	2,315	約 6.1%	20
2019	4	-	-	75	79	2,394	約 6.3%	26
2020	8	-	-	43	51	2,445	約 6.3%	16
2021	9	-	-	24	33	2,478	約 6.4%	-
2022	7	-	-	47	54	2,532	約 6.4%	-
2023	7	-	-	49	56	2,588	約 6.6%	-

※公民館講座のバクテリア de キエーロの件数は堆肥化容器の助成事業に含む。



ベランダ・de・キエーロ（葉山町版）
サイズ：幅約 90 cm×高さ約 80 cm×奥行約 45 cm



国立版ミニ・キエーロ
サイズ：幅約 60 cm×高さ約 30 cm×奥行約 40 cm

(オ)グリーン購入の促進

資源の循環のためグリーン購入法（環境への負荷ができるだけ少ないリサイクル品などの商品やサービスを選択し購入することを推進するための法律）が制定されています。

市では、日常の業務活動から生じる環境負荷を低減させるため、率先してグリーン購入を推進します。

表 7-2 家庭系ごみの減量化・資源化：発生抑制（リデュース）に関する活動内容

施策	活動内容
(ア)エコショップの利用促進	エコショップの認定
	エコショップ認定店の利用の促進の呼びかけ
(イ)マイバッグ、マイボトル等の利用促進	マイバッグキャンペーンの実施
	毎月5日の「レジ袋 NO デー」の積極的な啓発
	ワンウェイプラスチックのリデュースの推進
(ウ)厨芥類の水切りの促進	水切りの促進の啓発
	エコ・クッキングの工夫や発生抑制の啓発
(エ)生ごみ処理機器の普及促進	ミニ・キエーロのモニター事業の実施
	ミニ・キエーロの販売事業の実施
	たい肥化容器購入費補助制度の推進
	電動処理機購入費補助金制度の検討
(オ)グリーン購入の促進	グリーン調達促進の啓発（環境ラベルの周知）
	率先してグリーン購入を推進

②再使用(リユース)

(ア)民間事業者と連携したリユースの促進

リユース活動の推進を行い、市がリユース企業と協定等を結び、市民が不要になった粗大ごみ等について、廃棄物として捨てるのではなく、必要な人や業者とつなげることを目的とし、利用者の拡大に向けて市民への周知を行います。

(イ)リサイクル家具等販売の推進

再使用を促進するため、回収した粗大ごみの中からまだ使える自転車や家具を選び、リサイクルセンターで修理し、環境フェスタやNPO 法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」などで市民の方に販売しています。一方で、自転車のリサイクルについては、民間事業者が行うリサイクルシステムの中で、リサイクルされるよう促進してまいります。

今後リサイクル事業については、公の役割や責任がある中で、民間企業が代替できる部分の洗い出しなどを行い、総合的に検討をすすめていきます。

(ウ)フリーマーケット等の支援

市民の自主的で有効なリユースの場であるフリーマーケットやガレージセールの開催と日常の再利用活動の促進のために、開催のお知らせの情報発信や開催にあたる施設等の使用の協力などの支援に努めます。

また、フリマアプリや地域情報サイト等の民間活力の活用も検討し、サービス提供者と連携する中で、粗大ごみの中でまだ使える家具などの再使用を促進します。

表 7-3 家庭系ごみの減量化・資源化：再使用（リユース）に関する活動内容

施策	活動内容
(ア)民間事業者と連携したリユースの促進	市民への周知及び利用者の増加
	おいくら、ジモティーの推進
(イ)リサイクル家具等販売の推進	「ゆーから」自転車商組合加盟店での販売
	市主催の販売会の実施
	(仮称) リサイクルプラザ機能の拡充
(ウ)フリーマーケット等の支援	制度の周知
	開催のお知らせの情報発信
	開催にあたる施設等の使用の協力等の支援
	フリマアプリ等の利用促進

① 直す(リペア)

(ア)修理、修繕行動の促進

新たなごみを発生させないために、修理、修繕しながら物を大切に使い、長く使用することが大切です。また、買い替えるのではなく修理するなどして長く使用すると愛着も出てきます。「ものを大切にする心」の意識醸成の促進のために情報の発信や関係団体との連携支援に努めます。

表 7-4 家庭系ごみの減量化・資源化：直す（リペア）に関する活動内容

施策	活動内容
(ア)修理、修繕行動の促進	情報の発信
	関係団体との連携支援

④戻す(リターン)

(ア)販売店等での資源回収の促進

牛乳パック、ペットボトルやトレイなどは、一部の販売店や公共施設等で回収しています。また、新聞も一部の販売店が回収しています。

販売店での資源回収を促進していくために、積極的に取り組む事業者の情報の発信、店舗での回収体制やさらなる回収の拡大等の支援に努めます。

表 7-5 家庭系ごみの減量化・資源化：戻す（リターン）に関する活動内容

施策	活動内容
(ア)販売店等での資源回収の促進	積極的に取り組む事業者の情報の発信
	店舗での回収体制や回収の拡大等の支援

⑤再生利用(リサイクル)

(ア)分別の徹底

第4章の家庭系ごみの組成で触れたとおり、家庭系可燃ごみの中には紙類が39.2%占めており、そのうち13.6%がリサイクル可能なもので、8.9%の容器包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものが見受けられます。さらに0.2%の不燃物が含まれている状況にあります。

また、家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが7.3%、カレットが0.2%、アルミ類が3.9%含まれています。

特に可燃ごみの中に多く含まれている資源化できる紙類や排出区分がわかりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を始め、各種分別の徹底の促進に努めます。

分別の推進にあたり、ごみ分別アプリの導入等を検討し、市民が分別しやすくなるよう利便性を向上し推進していきます。

その他、資源雑紙の分別の意識付けのために、雑紙回収紙袋を作成し、月2回程度の駅頭周知や自治会を始めとした団体等へのミニ出前講座にて無料配布を行っており、引き続きこれらの啓発も積極的に進めます。リサイクル分野では技術開発を見据え、情報の収集に努めます。

(イ)集団回収の充実

資源物集団回収は、廃棄物の減量とリサイクルの推進に大きな役割と効果をもたらしていることから今後も支援し継続することとします。

なお、回収収集量は減少傾向にありますが、これは生活様式の変化（ペーパーレスや電子化、新聞・雑誌の購読の減など）に伴う紙類の使用が減少したのも要因の一つと考えられます。

集団回収の水準を維持、拡充するため、集団回収のメリットなどの周知に努め、利用する動機づくりと実施団体や回収業者との連携についても検討します。

(ウ)廃食用油回収の推進

当市における廃食用油については、ごみ減量と資源化の促進、さらには油を流すことによる水環境等の影響や排水、下水道設備の詰まり等の防止の観点から、市役所、環境センター及びNPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「くにたち地域活動支援室（プラムジャム）」による団地内の拠点回収を行っており、回収した廃油はインク等として再生されています。

(エ)生ごみや紙おむつの再資源化の検討

生ごみは総ごみ量の約25%を占めていますが、可燃ごみから分別すればリサイクルできるものになります。一方で、紙おむつは総ごみ量の約4%を占めていると推計されており、今後も増えていく傾向にあると考えておりますが、処理施設の整備などがまだ十分とまでは言えない状況です。

生ごみをリサイクルしてできた堆肥を市民に配布するなど、地域循環の視点も踏まえて、東京都、国などの動向も注視しながら、生ごみや紙おむつなど、新たな再資源化の検討を進めます。

(オ)生ごみたい肥化事業

生ごみのみを専用のバケツに入れて回収し、たい肥化事業者に渡すことで生ごみをたい肥化し、焼却することなくごみを減量することができる事業を2022（令和4）年10月より開始している。今後も回収世帯を増やし、生ごみの減量化を推進していきます。

表 7-6 家庭系ごみの減量化・資源化：再生利用（リサイクル）に関する活動内容

施策	活動内容
(ア)分別の徹底	分別などの啓発
	駅頭周知、ミニ出前講座による周知
	分別アプリの導入等
(イ)集団回収の充実	集団回収の利点などの周知
	実施団体や回収業者との連携
(ウ)廃食用油回収の推進	廃食用油の回収水準の維持
	大規模集合住宅や事業所等に対しての周知
(エ)生ごみや紙おむつの再資源化の検討	生ごみの再資源化の検討
	たい肥化容器購入費補助制度の推進
	生ごみたい肥化事業の推進
	紙おむつの再資源化の検討
(オ)生ごみたい肥化事業	参加世帯の増加

(2)事業系ごみの減量化・資源化

①適正な事業系ごみの手数料の検討

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが廃棄物処理法により定められています。

国立市では 1998（平成 10）年度に条例により事業系ごみの全面有料化が開始され、2020（令和 2）年度には事業系ごみ処理手数料の改定を実施し、現在に至っています。今後もごみ処理には費用がかかるという認識を共有し、引き続き減量を推進していくため、事業系ごみの有料化を継続するとともに、手数料の適正化を図ります。

②啓発・指導の推進

(ア)くにたちECOプロジェクト(5R)×Responsibility(レスポンスビリティ)の促進

家庭系ごみと同様に、事業活動におけるグリーン購入の促進、修理修繕行動の促進、販売店等での資源回収の促進、エコショップ制度認定店の促進、食品ロス削減マッチングサービスの導入、分別の徹底などくにたちECOプロジェクトの促進を呼びかけます。

(イ)分別の徹底と適正排出の促進

クリーンセンター多摩川へ搬入されたごみを直接確認し、資源物の混入などを調べる搬入物検査を多摩川衛生組合と連携して継続的に実施し、分別徹底と適正排出の促進を呼びかけます。

(ウ)排出指導の徹底

事業系一般廃棄物の 1 日の平均排出量が 10 kg 未満の店舗、事業者は有料ごみ処理袋の排出が可能ですが、少量排出事業者が家庭ごみとして市の収集に排出する場合も考えられ、ごみ排出量を押し上げる原因となる可能性があります。今後の事業系ごみ量の推移に留意し、その排出状況の把握に努めるとともに、排出指導を行うなどの施策を進めます。

市は、事業系一般廃棄物の 1 日の平均排出量が 10 kg 以上または臨時の排出量が 100 kg 以上の事業者に対し、発生及び排出の抑制に関する計画の作成等を指示することができます。

また、事業用途に供する延床面積 1,500 m² 以上の大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者の選任、廃棄物等の減量及び循環的な利用に関する計画を作成し、市に提出しなければならないこととなっています。これに違反している場合、市は、必要な措置をとるべき旨の勧告、公表、当該建築物から排出される事業系廃棄物の受け入れ拒否をすることができます。これらの計画内容を分析し、ごみ減量や資源化の個別の指導を徹底します。また、必要に応じて国や都と連携して指導の徹底に努めます。

③減量化・資源化の促進

(ア)食品リサイクルの促進

食品循環資源のリサイクルを促進するため、収集運搬許可業者を通じてごみの排出量が 1 日平均で 10 kg

以上の店舗、事業者も含めた食品関連事業者に対して食品循環資源のリサイクルの促進を呼びかけます。

また、事業者によるフードバンクの活用、大型生ごみ処理機の導入など、事業者主体の資源化を推進するとともに、補助金制度についても検討します。

さらに、市の公共施設（3園の公立保育園と市立学校給食センター等）においても独自の取組として食品循環資源のリサイクルを推進し、リサイクルしてできた堆肥の市立小・中学校や公園などでの活用も促進します。

（イ）紙類のリサイクルの促進

事業系一般廃棄物の主要な品目に紙ごみがあります。これまで事業所等で不要となった書類などの紙ごみは、多くはシュレッダーで裁断されごみとして焼却されてきました。しかし、近年のリサイクル技術の向上で、細かく裁断された紙も溶解処理することにより資源化することが可能になりました。

事業所に対し、ごみの減量策とともにリサイクルの情報についても積極的に提供し、紙ごみにならない再資源化に向けた取り組みを推進します。

④市管理施設での減量施策の強化

市役所を始め公民館、福祉会館、市立小・中学校などもひとつの事業所です。一事業所としてごみの減量に取り組むとともに、他の事業所のモデルとなるよう、公共施設におけるごみ減量に努めます。そのためには、まず施設内にごみを持ち込まない、持ち込んだごみは持ち帰る、新聞などを持ってきた場合は持ち帰る、飲料容器は事業者が設置した専用回収箱に入れる、マイコップ持参の自動販売機の設置推奨や、事業活動に伴う書類等を削減するよう努めます。またデジタル DX による電子化を市管理施設全体ですめることで、紙媒体の削減による廃棄物の減少に取り組みます。

表 7-7 事業系ごみの減量化・資源化に関する活動内容

施策	活動内容
①事業系ごみの手数料の適正化	処理手数料の見直しの検討
	有料ごみ処理袋の見直しの検討
②啓発・指導の推進	くにたち ECO プロジェクトの促進の呼びかけ
	分別徹底と適正排出の促進の呼びかけ
	排出指導の徹底
③減量化・資源化の促進	食品リサイクルの促進の呼びかけ
	紙ごみの再資源化の促進啓発
④市管理施設での減量施策の強化	デジタル DX による電子化による紙書類の削減

(3)収集・運搬

①効率的な収集体制の推進

現行のごみ・資源の収集運搬体制は次表のとおりですが、収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査を行い、必要に応じて収集頻度や区域割りの見直しを検討します。

表 7-8 現行の収集運搬体制

収集品目	収集頻度	収集方法	収集主体
可燃ごみ	週 2 回	集積所から収集	委託収集
不燃ごみ	2 週に 1 回	〃	〃
容器包装プラスチック	週 1 回	〃	〃
小型家電製品	2 週に 1 回	〃	〃
有害ごみ (電球、乾電池、小型充電式電池、珪藻土製品など)	2 週に 1 回	〃	〃
危険物 (スプレー缶、ライター、ガラス製品、陶磁器、刃物など)	2 週に 1 回	〃	〃
新聞紙	4 週に 1 回	〃	〃
本・雑誌	2 週に 1 回	〃	〃
段ボール	2 週に 1 回	〃	〃
紙パック	4 週に 1 回	〃	〃
雑がみ	2 週に 1 回	〃	〃
古布類	2 週に 1 回	〃	〃
びん	2 週に 1 回	〃	〃
かん	2 週に 1 回	〃	〃
ペットボトル	2 週に 1 回	〃	〃
せん定枝、葉・草	週 1 回 (事前申し込み制)	戸建住宅 (戸別収集) 集合住宅 (集積所から収集)	〃
粗大ごみ	週 1 回 (事前申し込み制)	〃	〃

②収集運搬による環境負荷の低減

収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、ごみ収集車や資源回収車による温室効果ガスの排出を抑制するため、低公害車の導入を継続し、環境負荷の削減に努めます。

③安全かつ安定的な収集体制の確保

収集体制は、ごみ、資源物ともに民間業者による委託収集を継続し、安全で安定的な運営に努めます。

収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。

また、ライターやスプレー缶、リチウム電池などの危険ごみが他のごみに混入していると、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。特に、小型充電式電池が他のごみに混入したことによる、収集車両や処理施設での火災事故が全国的に多発しています。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ、資源の収集体制の確保に努めます。

④戸建住宅における収集方式の柔軟な対応

戸建住宅においては、ごみの集積所の個別回収を選択する傾向にあります。現在、原則として複数世帯で1箇所とし、当該複数世帯で協議して決めていただき、収集に問題がないいずれかの世帯の敷地と道路の境界付近に排出していただいています。

ごみの集積所に関しては、利用する周辺市民の方により管理されており、中には設置場所を巡るトラブル、カラスによるごみの散乱などによる、まちの美観の問題や収集日に関係なく排出されるごみ・不法投棄等により、周辺市民への迷惑が生じる問題も起きていますが、しっかり管理されている集積所も多数あり、さらに地域のコミュニティとして寄与している現状もあります。

従いまして、今後も集積所方式を維持するとともに、社会の高齢化によりごみ出しが困難になった家庭や新たに新規の戸建て住宅等で集積所を設けることが難しい場合には戸別による収集という柔軟な対応に努めます。

⑤ごみ出し困難者への支援の推進

高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、ごみ出しが困難な高齢者やしょうがいをお持ちの方に対する支援や援助をする必要があります。対象世帯の範囲や支援方法などについて、市の福祉関係部署と連携をとり、推進していきます。

⑥新型コロナウイルス等の感染症への対策

ごみの処理は市民生活に必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス等の感染が拡大した場合にも、安定的に継続することが求められます。

市職員や委託業者、許可業者の間で新型コロナウイルス等の感染が拡大した場合にも、ごみの処理を安定的に継続できるよう、廃棄物処理事業継続計画を策定します。

また、市職員はこまめな手洗いやマスクの着用などの基本的な感染防止対策を徹底し、委託業者や許可業者にも同様の対策を求め、ごみの処理の際にも車両の窓を開放し、選別ラインでの対面での作業を避けるなどの対策を求めます。

さらに、市民や事業者がごみを出す際にも、収集時においてはごみ袋をしっかり縛るなどの対策を心がけるよう周知に努めます。

表 7-9 循環型社会づくり・脱炭素社会づくり：収集・運搬に関する活動内容

施策	活動内容
①効率的な収集体制の推進	収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査
②収集運搬による環境負荷の低減	低公害車の導入を継続
③安全かつ安定的な収集体制の確保	収集作業員への指導の実施
	危険ごみの分別の徹底を周知
④戸建住宅における収集方式の柔軟な対応	集積所方式の採用が困難な場合の戸別収集の対応
⑤ごみ出し困難者への支援の推進	高齢者等ごみ出し困難者への支援の検討
⑥新型ウイルス等の感染症への対策	廃棄物処理事業継続計画の策定
	基本的な感染防止対策の徹底
	ごみを出す際の対策の周知

(4)中間処理

①適正な中間処理と安定的な管理運営

クリーンセンター多摩川

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っています。多摩川衛生組合及び他の構成の3市と協力しながら、ごみの適正な処理と施設の安定的で安全な運営に努め、環境保全対策及び発電と余熱利用を含め、適正な中間処理を維持します。

ごみの焼却熱を利用した発電は、クリーンセンター多摩川内の各種プラントの動力源や冷暖房、照明などに有効利用するとともに、電力会社に売却しています。さらに高温水導管により稲城市立病院などの施設に熱供給を行っており、余熱の有効利用を図っています。

環境センター

事故等により施設の運転ができなくなった場合は、選別、破碎ほかの処理に支障をきたすので、環境センターの安定操業に努めます。

また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

②再資源化の推進

不燃ごみは、家電製品、金属、ガラス、陶磁器くず等に選別して、処分委託業者に引き渡し、リサイクルされています。

製品プラスチックは選別後に再生業者に売却し、リサイクルされています。

資源物であるびん、かん、ペットボトルは、選別、圧縮し、生びんとかんは再生事業者へ売却し、リサイクルされています。なお、ペットボトルについては、民間企業と協定を締結し、使用済みペットボトルが新たなペットボトルに生まれ変わる水平リサイクルに取り組んでいます。

その他のびんとプラスチック製容器包装ごみを加え、容器包装リサイクル法に則り、国の指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に引き渡しています。

有害ごみの乾電池、廃蛍光灯等は選別、梱包処理後に専門処理業者へ引き渡し、リサイクルされています。

そのほか、衣類・毛布等の繊維類や雑誌・本・その他の紙については、古紙問屋に引き渡し、リサイクルされています。

布団やせん定した枝葉については、再生業者へ売却し、リサイクルされています。

引き続き、民間企業の自主スキームによった再資源化の推進に努めるとともに、新たな再資源化の可能性も視野に置きながら、調査研究を進めます。

③中間処理施設の整備等

クリーンセンター多摩川

一般的な焼却施設の耐用年数は 25～30 年といわれている中で、稼働開始から 27 年以上を経過した多摩川衛生組合のごみ焼却処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に施設延命化工事を行います。

環境センター

ごみ処理設備機器（以下、「設備機器」とする。）の耐用年数は 10 年から 15 年といわれる中で、稼働開始から 37 年以上を経過した設備機器については、建物の目標使用年限まで稼働継続を前提に設備機器の整備を含め適正な運営を図ります。

④処理困難物、感染性廃棄物等の適正処理の促進

市で処理できない困難物、法律等により回収が義務付けられているもの、家庭で発生する注射針などの感染性廃棄物については、処理ルートや引取先の周知などを徹底し、適正な処理の促進に努めます。

⑤非常時における相互支援及び災害廃棄物処理について

環境センターやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努めます。

また、「国立市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害の発生時に廃棄物を適正かつ円滑に処理していくために、発災時における庁内関係部署間の円滑な業務提携、他自治体との広域的な処理、国・都の支援、民間事業者との協定を行い、災害時における適正処理体制の確保を行います

表 7-10 循環型社会づくり・脱炭素社会づくり：中間処理に関する活動内容

施策	活動内容
① 適正な中間処理と安定的な管理運営	クリーンセンター多摩川：適正な中間処理の維持と連携強化
	クリーンセンター多摩川：余熱の再利用
	環境センター：安定操業の維持
	環境センター：各処理工程の効率化の検討
②再資源化の推進	環境センター：再資源化の推進
	環境センター：新たな再資源化の調査研究
③中間処理施設の延命化等	延命化等のための適正な施設更新などの調査
④処理困難物等の適正処理の促進	処理ルートや引取先の周知などの徹底
⑤非常時における相互支援	支援・連携による円滑なごみ処理事業の維持

(5)最終処分

①埋め立て処分量ゼロの継続

中間処理後の焼却灰の最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設へ運搬され、エコセメントの原料としてリサイクルされています。なお、2010（平成 22）年度から、国立市は埋立てごみの搬入はしていません。

エコセメント化施事業ですが、2026（令和 8）年度からリニューアル工事など計画的に実施し、事業を継続することとなりました。

これからも組織団体の一員として、ごみの減量や資源化を推進するとともに、エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用に貢献してまいります。そのため、東京たま広域資源循環組合との連携により、生産されたエコセメント製品の利用を促進します。

表 7-11 循環型社会づくり・脱炭素社会づくり：最終処分に関する活動内容

施策	活動内容
① 東京たま広域資源循環組合との連携の継続	埋立ゼロの継続
	エコセメント製品の利用の促進

(6)制度、施策の充実等

①市民・事業者との協働の推進

本基本計画の推進は行政のみではできません。様々な取組みにおいて市民や事業者の皆さんと連携、協力しながら進めていく必要があるため、協働による取組みを実践する体制づくりを推進します。

(ア)ごみ問題審議会

ごみ問題審議会は、一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分その他循環型社会の形成の推進に関する事項についての答申など、国立市の廃棄物事業の発展に大きな役割を果たしてきました。今後においてもごみ問題審議会の答申や提言を踏まえ、ごみ処理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した廃棄物事業を展開していく必要があります。

(イ)廃棄物減量等推進員活動の活性化

現在、国立市では、自治会や商店会からの推薦や公募市民による廃棄物減量等推進員の皆様にご活躍いただいておりますが、主な活動は、「環境フェスタくにたち」や「レジ袋NOデー」などの市等が主催する各種イベントでの啓発活動の協力が主となっている状況にあります。

また、地域における推進員についての認識が薄いことから、市と推進員個人との活動になりがちな状況にあります。推進員参加で作成された記事の市報等への掲載、市と推進員による地域活動への参加（地域イベントでの「ミニごみ相談会」の実施など）や研修会の開催などを通じて積極的に情報提供を進めることによって、「地域に身近なごみの相談員」という存在になっていただけるような仕組みづくりを検討します。

廃棄物減量等推進員を、地域等におけるごみ減量の推進者のリーダーとして位置づけ、活動の活性化を検討します。

(ウ)廃棄物等管理責任者との協働

事業用途に供する延床面積 1,500 m²以上の大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者を選任し、その旨を市に提出しています。廃棄物等管理責任者をごみ減量の推進者として位置づけ、さらなる大規模建築物の減量を促進するための協働の仕組みづくりを検討します。

(エ)市民グループ等との協働

国立市では、多くの市民組織がごみの減量やリサイクルの推進、まちの美化などの環境改善のための活動を行っています。マイバッグキャンペーン参加団体や堆肥化研究会などの既存団体との連携を図るとともに、市民の協働による減量、資源化を促進するために、活動する市民グループの支援や育成に努めます。

また、国立市美化推進協議会を始め自治会などが中心となった環境美化活動には、多くの市民が参加しています。

環境美化活動は、清掃に参加する市民の目がまちの安全と安心を見守るとともに、ポイ捨てや不法投棄の減少、ひいてはごみの減量にもつながるウェルビーイングな取り組みです。今後も、今までの実績と仕組みを活かし、その活動を紹介、支援するなどして環境美化活動を推進していきます。



ごみゼロ運動



クリーン多摩川国立

(オ)自治会等との協働

資源集団回収や減量活動などにおいて、主体となっている自治会との連携をさらに進めるとともに、新たな自治会や管理組合などの地域団体による資源集団回収を促進します。

ごみ減量の出前講座などあらゆる機会を捉えて資源集団回収の利点を周知し、団体数を拡充していきながら、安定的な資源回収が確保されるよう、回収業者の紹介などの実施団体の支援を行います。

(カ)事業者等との協働

マイバッグキャンペーンでは、これまでも小売店舗、市民との協働で実施しています。小売店舗との連携を図るとともに、商工会等との連携も図りながら、過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の奨励や資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる「エコショップ認定店」としての参加などの協力を求めます。

(キ)市民・事業者との協働

本基本計画の各種施策を推進するにあたり、市民・事業者・市の三者による懇談会を開催するなどして、関わる主体が情報を共有し、基本計画の推進に向けて連携し合う場づくりを検討します。

②啓発の推進

(ア)広報の強化

現在、市のごみに関する情報は、市報くにたちや市ホームページ、ごみ出しメール発信、くにたち生活便利帳、配布パンフレットで周知しています。

引き続きごみ減量課発行のニュースを定期的に市民に周知する取組みを進めます。また、市ホームページでの情報発信の内容を精査し効果的な情報発信に努めます。さらに、転入者や高齢者等への対応を強化するとともに、市などから発信する情報等の伝達方法の改善を検討します。動画などデジタルデバイスを

活用して周知していくことを検討していきます。

(イ)多国籍化における周知方法の検討

外国籍の人口が増加していることから日本語だけではなく、複数の言語に対応したごみの出し方に関する情報やごみに関する啓発活動を行っていくことを検討します。

③環境学習等の充実

(ア)施設見学会の実施

現在、国立市の「環境センター」、稲城市にある「クリーンセンター多摩川」、日の出町にある「二ツ塚処分場」を中心に施設見学会を行っています。

申し込みは、小・中学校や自治会等の団体が多く、ごみ処理現場の実態を見ていただくことでごみ減量への意識の向上を図っています。

さらに多くの市民・事業者の皆さんに参加していただくために、参加者の要望に沿った新たな見学先の確保や、夏休み時期の開催など参加しやすい状況の整備を行います。

なお、日の出町民と国立市民との相互理解を深め、日の出町の負担と協力のもとに実施している埋立や焼却残灰のエコセメント化事業の周知・啓発を図るため、最終処分場などの見学会や交流会などを行う「三多摩は一つなり交流事業」を、東京たま広域資源循環組合と連携し、推進します。

(イ)「わくわく塾」やイベントでの啓発の推進

施設見学会だけでなく、ごみに関する出前講座「わくわく塾」やミニ出前講座を通して、ごみの分別の徹底とごみ減量の啓発を行います。直接お会いすることで分別やごみの出し方など、ごみ行政に関する市民の皆様の声を伺うことで連携を深め、施策への反映を図ります。

また、持続可能な社会を構築するためには、市民一人一人が環境について学び、行動していく必要がありますが、特に未来を担う子どもたちへの環境教育が重要になります。市職員がゲストティーチャーとして学校に訪問し、ごみ減量・リサイクル推進に関する環境学習の出前授業の実施についても積極的に働きかけていきます。

さらに、ごみ減量課が事務局の「環境フェスタくにたち」や地域のイベントで分別クイズやごみ減量クイズなど娯楽性のある催しを行うことにより、子どもからお年寄りまで、日ごろのごみに関する疑問を気軽に聞ける場の設定や、ごみに関する知識を楽しみながら認識していただけるような仕掛けづくりを行います。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

④拡大生産者責任の明確化

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通や販売等の各段階でのごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すために、他自治体や各種団体等と連携し、東京都や国へ要請を行います。あわせて事業者との定期的な情報交換関係の構築に努めます。

E P R（拡大生産者責任）

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方

⑤不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境をつくることが大切です。不法投棄禁止看板の設置や提示などで抑止を図るとともに、発生した場合はこのまま放置しておくとしらなる不法投棄につながるおそれがあるため、警察と協力して迅速な対応を進めます。きれいな場所には、不法投棄をしにくいように、きれいな環境を保つとともに、特に、不法投棄が多い地域については、不法投棄の発生状況などの情報を発信するなどして、地域と連携し不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。

また、たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、犬のふんの放置や放尿についても注意喚起を促す、看板の配布やパトロールの実施などにより抑止を図り、地域の環境美化の推進に努めます。

⑥資源物の持ち去り対策の推進

古紙持ち去り行為については持ち去り禁止条例に基づき引き続き対応の強化に努めます。

⑦家庭ごみ処理手数料の適正な運用

家庭ごみの有料化は2017（平成29）年9月より行っていますが、引き続き市から排出されるごみの減量を推進していくため、家庭系ごみの有料化を継続するとともに、家庭ごみ処理手数料の適正な運用をしていきます。

表 7-12 制度、施策の充実等に関する活動内容

施策	活動内容
①市民・事業者との協働の推進	協働による取組みを実践する体制づくりの推進 ごみ問題審議会 廃棄物減量等推進員活動の活性化 廃棄物等管理責任者との協働 市民グループ等との協働 自治会等との協働 事業者等との協働 市民・事業者との協働
②啓発の推進	広報の強化 大学生等を対象とした啓発の推進
③環境学習等の充実	施設見学会の実施 「わくわく塾」やイベントでの啓発の推進
④拡大生産者責任の明確化	東京都や国への要請 事業者との定期的な情報交換関係の構築
⑤不法投棄対策の推進	不法投棄をさせない環境づくり
⑥資源物の持ち去り対策の推進	対応の強化
⑦適正な家庭ごみ処理手数料の運用	定期的な見直し

第8章 食品ロス削減推進計画

1. 背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄処分されているものであり、食品の生産、製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。

国の推計によると、食品ロスの発生量は国全体で 472 万 t^{※1}とされ、この量は国連世界食糧計画による食料援助量 420 万 t^{※2}の約 1.1 倍に及びます。食料自給率が先進国の中でも特に低く、食料の約 6 割^{※3}を海外からの輸入に依存しているわが国が、同時に大量の食品ロスを発生させています。

食品ロスが国際的にも極めて重要な課題となるなかで、2015（平成 27）年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）は、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料廃棄の半減」^{※4}を国際目標に掲げました。

わが国においても、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、次いで 2020（令和 2）年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）が閣議決定されました。またこれを受け東京都は、2021（令和 3）年 3 月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、その目標の一つとして都内で発生する食品ロスの量を 2030（令和 12）年に半減（2000 年度比）させるとしています。

市町村は、法第 13 条第 1 項において、基本方針と都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、区域内における食品ロス削減推進計画を定めるように努めること、また、法第 13 条第 2 項において、計画を定めるに当たっては、一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって、食品ロスの削減の推進に関する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならないことを求めています。

以上を踏まえ当市は、地域の特性に応じた「国立市食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けた具体的な取り組みを着実に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、法第 11 条の規定に基づく国が定める基本方針と、法第 12 条第 1 項の規定に基づく東京都食品ロス削減推進計画を踏まえ、法第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する計画であり、当市における食品ロス削減の取り組みを推進していくためのものです。

※1 農林水産省及び環境省による推計（2022（令和 4）年）

※2 国連世界食糧計画 2020（令和 2）年度実績

※3 農林水産省「世界の食料自給率」（2023（令和 5）年）

※4 目標 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

3. 国立市の食品ロスの現状

2023（令和 5）年度に「国立市ごみ組成分析（食品ロス実態調査）」を実施しました。その結果、市の収集する可燃ごみの 34.8%は生ごみでした。また、食品ロスの内訳は直接廃棄（手付かず）が 11.9%、食べ残しが 11.4%で合わせて 23.3%でした。国立市の 2023（令和 5）年度の可燃ごみ量 12,546t から推計すると、このうち、1,017t が食品ロスとなります。

可燃ごみに占める食品ロス量（2023（令和 5）年度推計）

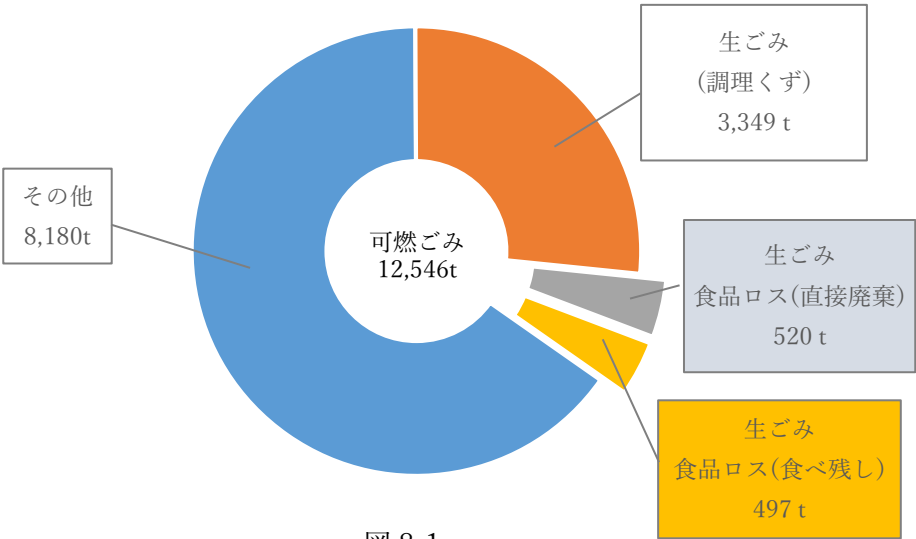


図 8-1

4. 食品ロス削減に向けた具体的な施策

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりや個々の事業者が主体的に食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要があります。食品ロス削減に向けた取組み、また、やむを得ず発生した食品廃棄物の有効利用を図る取組みについて以下の施策を実施しています。

食品ロスに向けた考え方

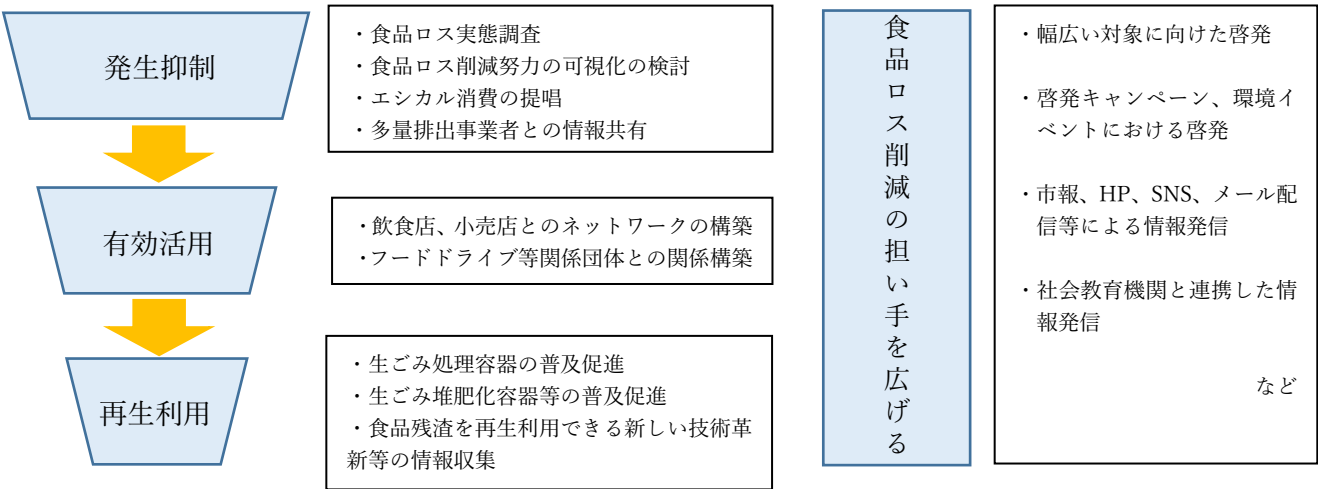


図 8-2

(1)食品ロス削減を推進する基盤づくり

①食品ロス実態調査

家庭ごみの組成分析調査の一部として、食品廃棄物のサンプル調査も年1回実施し、地域における食品ロスの傾向や対策を分析します。

②食品ロス削減努力の可視化の検討

食品ロス削減の取組みを実践する当事者が、その目的（何のために食品ロス削減に取り組むのか）や効果を実感できるような仕組みづくりを検討します。例えば、民間企業による独自のウェブサイトで販売する EC サイトやアプリを通じて、売れ残りを防ぎたい小売店等や生産者と、食料を求める人や団体をマッチングするフードシェアリングサービスの利用推進に努めます。

③エシカル消費^{※5}の提唱

人や社会、環境に配慮した消費生活行動（エシカル消費）の普及を図るため、東京都と連携し、そのスローガン『ちょっと考えて、ぐっといい未来、エシカル消費』及び啓発事業を活用していきます。

④飲食店、小売店とのネットワークの構築

市域の飲食店及び小売店と、食品ロス削減に向けた連携を図ります。飲食店には、「30・10 運動^{※6}の推奨」、「小盛り・小分け対応」、「持ち帰り対応」等の導入を検討します。また、小売店には「量り売り」「手前どりの推奨」「見切品・規格外品の値下げ」「地産食品の活用」等の導入の検討を依頼し、それぞれの協力店について、市民の利用促進につながるよう積極的な P R に努めます。

⑤多量排出事業者との情報共有

市域の多量排出事業者（1 日平均 100 kg 以上）、特に食品性廃棄物を排出する事業者に対して廃棄物排出の現地状況調査を依頼し、食品ロス削減をはじめ、循環型社会形成に向けた課題の共有に努めます。また、必要に応じて国や都と連携して指導の徹底に努めます。

⑥フードドライブ等関係団体との関係構築

市域でフードドライブ等の活動を行う団体に対し、それぞれの活動状況の P R や余剰食品の活用で相互協力を図ります。

^{※5} 「エシカル消費（倫理的消費）」とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。（消費者庁ホームページ）

^{※6} 宴会時における食べ残し削減のため、開始の 30 分、最後の 10 分は参加者で料理を食べきる時間を設ける取組み。

(2)食品性廃棄物の再生利用を含めた取組みの推進

①生ごみ処理容器(ミニ・キエーロ)の普及促進

食品ロスを含む食品性廃棄物について、各世帯において可燃ごみとして出さずになるべく自己処理していただけるよう、市が作製する生ごみ分解処理容器（ミニ・キエーロ）の普及を図るとともに、その購入費の助成を行います。

②生ごみ堆肥化容器等の普及促進

①と併せて、市販されているその他の生ごみ処理容器（堆肥化容器等）についても、同様に購入費助成を行うほか、その普及に取り組む団体の活動との協働に努めます。

(3)食品ロス削減の担い手を広げるための取組み

①幅広い対象に向けた啓発

一人でも多くの方に食品ロス削減について働きかけ、消費者である市民を対象に、食品ロスの出前講座やごみ減量施策の紹介等を実施します。また、販売店である飲食店や小売店などを対象に、食品ロス削減に取り組みやすい環境づくりに努めてもらえるよう働きかけていきます。特に小中学生を対象に食品ロスについて共に考えていく働きかけを行い、家庭での取組みへとつながることを目指します。

また、市の子育て支援関係部署や高齢者支援関係部署とも連携を図り、気軽に取り組める食品ロス関連情報の提供に努めます。

②啓発キャンペーン、環境イベントにおける啓発

駅周辺等における街頭キャンペーンや環境イベントを実施し、その中で食品ロス削減に関する情報発信に努めます。

③市報、HP、SNS、メール配信等による情報発信

市報、HP、SNS、メール配信その他の方法を併用し、幅広い世代や対象者に食品ロス削減の情報を届けられるよう発信していきます。情報発信の際には、事業者の先駆的な取組みや、食品ロス削減に取り組む地域の飲食店・小売店の紹介、フードドライブ等実施団体の活動状況の周知等も行います。

④社会教育機関と連携した情報発信

図書館や公民館等の社会教育機関の協力を得て、食品ロス削減に関する情報の掲示や特集コーナーの設置、関連講座の開催等を検討していきます。

第9章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1)生活排水処理の概要

生活排水は「し尿」と「生活雑排水」の総称であり、このうち生活雑排水はし尿以外の排水を指し、主に台所排水、洗濯及び風呂排水等日常生活に伴って発生する汚水のことです。

市内では、次の3方式により生活排水が処理されています。

- ①公共下水道
- ②単独処理浄化槽（し尿のみ処理、生活雑排水は未処理で放流）
- ③し尿汲み取り

このうち公共下水道は、1994（平成6）年度に下水道普及率100%に達しています。国立市では、大部分の地域は雨水と汚水をまとめて流す合流方式をとっていますが、市の南東部については地理上の理由から雨水と汚水を別の管とする分流方式を採用しています。

合流方式と分流方式による汚水は北多摩二号水再生センターで処理され多摩川に放流され、分流方式の雨水は直接多摩川に放流しています。

単独処理浄化槽及びし尿汲み取りの方式を使用している家庭、事業所から発生する「し尿・浄化槽汚泥」は、環境センターし尿処理施設にて希釈処理し、下水道管に放流しています。処理後の残渣は、クリーンセンター多摩川の焼却施設で焼却処理し、汚泥は処分委託先で再資源化されています。

※下水道普及率＝処理区域人口÷市全域人口

(2)し尿及び汚泥処理の現状

2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までにおける下水道接続率の推移とし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を次に示します。

2023（令和5）年度現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は148.3kLとなっており、年々収集量は減少しています。

表 9-1 下水道接続率の推移

（単位：人（各年3月時点））

年度	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和5
人口	76,282	76,423	76,278	76,182	75,816
接続人口	76,167	76,337	76,196	76,102	75,737
接続率(%)	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9

※接続人口：下水道に接続している人口

※接続率：接続人口÷処理区域人口(総人口)×100

引用：下水道課資料

表 9-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

(単位：kL)

年度	2019 令和元	2020	2021	2022	2023 令和 5
し尿	147.1	122.4	129.4	122.9	119.1
浄化槽汚泥	16.5	23.4	23.5	40.6	29.2
合計	163.6	145.8	152.9	163.5	148.3

(3)収集・運搬の現状

し尿汲み取り世帯のし尿は、委託業者により定期又は臨時（申込み）にて収集を行っています。

単独浄化槽の汚泥は、市の許可業者に直接申し込むことにより、収集を行います。

表 9-3 収集・運搬の現状

種類	区分	収集運搬体制	収集頻度
し尿	一般家庭	委託業者	月 1 回から
	事業所等	委託業者	随時
浄化槽汚泥	一般家庭	許可業者	随時
	事業所等	許可業者	随時

2. し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥処理量は、公共下水道の整備に伴いこれまでの経緯からも、いずれも減少傾向で推移していくものと予想することができます。

表 9-4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

(単位：kL 以下)

年度	2023 令和 5 実績	2025 令和 7 推計	2030 令和 12 推計	2035 令和 17 推計
し尿処理量	119.1	110.2	90.8	74.8
浄化槽汚泥処理量	29.2	26.6	26.6	26.6
合計	148.3	136.8	117.4	101.4

※し尿処理量は、2014（平成 26）～2023（令和 5）年度までの前年比減少率の平均値(3.8%)から推計している。

※浄化槽汚泥処理量は、許可業者と市民（または事業者）が直接契約して処理した量。

※浄化槽汚泥は定期清掃が義務づけられていることから、2019（令和元）～2023（令和 5）年度の平均処理量(26.6kL)を推計値としている。

3. し尿及び汚泥処理量の目標

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き 100%の水洗化を目指し、すべて下水道で処理することを目標とします。

4. 施策の体系

目標を具現化していくために施策の体系を設けます。

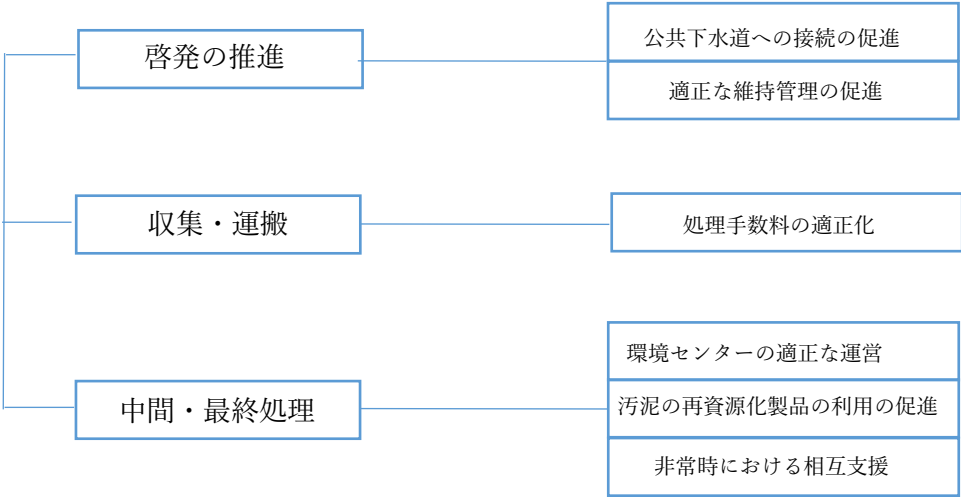


図 9-1

5. 具体的な施策

(1)啓発の推進

①公共下水道への接続の促進

公共下水道（污水）供用区域内においては、下水道への接続義務が下水道法に規定されています。広報活動を通じて下水道への速やかな接続の協力をお願い、公共下水道への接続の促進に努めます。

②適正な維持管理の促進

天ぷら油、サラダ油などの食用廃油を下水道に流さないなど、下水道を使用する際のマナーや注意点についてや、浄化槽法により義務付けられている浄化槽の法定点検や年 1 回以上の清掃などの必要性について、広報活動を通じて、適正な維持管理の促進に努めます。

(2)収集・運搬

①処理手数料の適正化

本市の事業活動に伴うし尿の汲み取り及び雑排水等の汲み取り手数料は、多摩地域で一番低い料金（9 円/リットル）設定であったため、これらを参考にして 2020（令和 2）年 4 月 1 日より 25 円/リットルへ改定しました。また、2024（令和 6）年 4 月 1 日より家庭系し尿処理手数料を 1 回 1,500 円から 2,000 円

に改定しました。今後も多摩地域等と均衡を図るなど適切な見直しを検討します。

(3)中間・最終処理

①環境センターの適正な運営

稼働開始から 37 年以上を経過した環境センターの希釈処理施設は、適宜保全を中心に必要に応じて設備の補修修繕を行い、稼働継続を前提に適正な運営を図ります。

②汚泥の再資源化製品の利用の促進

市の下水道に集められた汚水は、東京都の北多摩二号水再生センターで処理を行います。

東京都では汚泥を焼却し、汚泥焼却灰はセメントや軽量骨材の原料として活用、焼却灰を粉砕して粒径を均一化した粒度調整灰の製造、石炭の代替燃料となる炭化物の製造などの資源化を促進しています。

粒度調整灰は、ヒューム管、マンホール、ボックスカルバートなどのコンクリート二次製品の原料として活用されているため、東京都と協力してこれら資源化製品の利用を促進します。

③非常時における相互支援

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書に基づく災害時し尿搬入・受入訓練の継続実施を始め、本市における非常事態時や他市のし尿処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なし尿及び汚泥処理事業を維持できるよう努めます。

また、国立市総合防災計画や国立市災害廃棄物計画に基づき関係部署と連携を図ります。

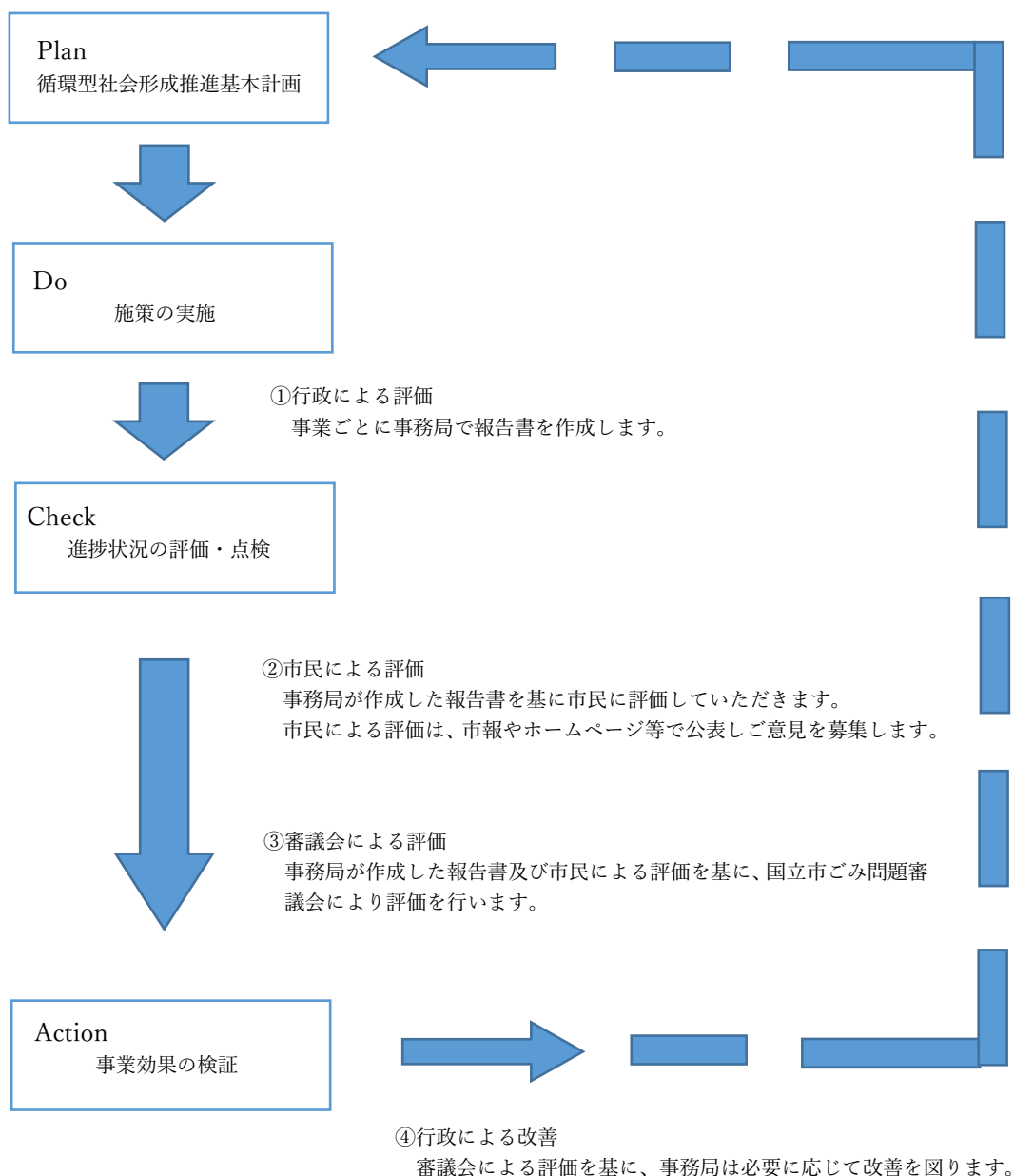
表 9-5 生活排水処理基本計画に関する活動内容

	施策	活動内容
啓発の推進	①公共下水道への接続の促進	広報活動の実施
	②適正な維持管理の促進	広報活動の実施
収集・運搬	①処理手数料の適正化	事業系処理手数料の見直しの検討
中間・最終処理	① 環境センターの適正な運営	適正な運営及び施設更新等の調査
	②汚泥の再資源化製品の利用の促進	汚泥の再資源化製品の利用の促進
	③非常時における相互支援	支援・連携による円滑なし尿処理事業の維持

第 10 章 計画の進行管理

計画を着実に推進していくために、計画期間の各年度終了後、各種施策についての進捗状況进行评估・点検し、必要に応じて改善を図ります。

1. PDCA サイクルによる計画の進行管理



2. 第1期計画期間の最終年度に実施する各種進捗状況の検証(中間見直し)について

第1章計画の基本的事項(2)計画期間と目標年度に掲げた通り、第1期計画期間の最終年度である2030(令和12)年度に2029(令和11)年度までの各種の進捗状況の検証(点検・評価・見直し)を行い、この検証に応じて第2期目標の内容を見直すことを予定しています。

2030(令和12)年度には、2015(平成27)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)、東京都資源循環・廃棄物処理計画及び東京都食品ロス削減推進計画は計画期間の満了などの節目を迎えます。したがって、第2期目標の内容の見直しや各種進捗状況の検証について、国際的な動向や国及び東京都の動向を踏まえ、社会情勢に柔軟に対応していきます。

第3次国立市循環型社会形成推進基本計画

2026（令和8）年4月発行

国立市生活環境部ごみ減量課

〒186-8501

国立市富士見台2-47-1

電話 042（576）2111

FAX 042（576）0264